

平成20年度政策評価書要旨

(平成19年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価)

(事後事業評価)

平成20年7月

総務省

【平成20年度政策評価について】

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」第10条の規定に基づき、行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価の対象とした政策、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、政策評価の結果等を記載した評価書及びその要旨を作成し、公表しなければならないこととされています。

総務省では、主要な政策に係る評価及び事後の事業評価を行い、以下の報告書を取りまとめました。

「平成20年度政策評価書」

総務省における政策評価の基本的考え方等を説明するとともに、総務省が平成19年度に実施した主要な政策についての評価結果、成果重視事業及び一定の事業についての事後事業評価結果を記載しています。

「平成20年度政策評価書要旨」

総務省における政策評価の基本的考え方等を説明するとともに、主要な政策の評価及び事後事業評価の取組を国民に分かりやすく説明するため、これらの評価結果の要旨を記載しています。

なお、総務省における政策評価の取組状況は、総務省ホームページで公表していますので、ご参照ください。

(総務省ホームページ：http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html)

目 次

第一部 総務省における政策評価の基本的考え方及び評価の実施状況

I 総務省における政策評価の基本的考え方	
1 政策評価の必要性	1
2 政策評価の目的	1
3 評価の枠組み	2
4 政策評価の実施体制	6
5 評価結果の政策への反映	7
6 国民への説明責任の徹底	7
II 主要な政策に係る評価の実施状況	
1 評価の流れ	9
2 評価対象	9
3 総合的な評価の実施	11
4 政策の見直し・改善の方向性に関する記載	13
III 今後の課題と方向性	15

第二部 主要な政策に係る評価書

【行政改革・行政運営】

政策1 国家公務員の人事管理の推進	17
政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善	20

【地方行財政】

政策5 地域振興	23
政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化	26
政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築	29

【選挙制度等】

政策8 選挙制度等の適切な運用	32
-----------------	----

【電子政府・電子自治体】

政策 9 電子政府・電子自治体の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

【情報通信（ICT政策）】

政策 10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進・・・・・・・・ 40
政策 14 電波利用料財源電波監視等の実施・・・・・・・・・・・・ 43
政策 15 ICT分野における国際戦略の推進・・・・・・・・・・・・ 46

【郵政行政】

政策 16 郵政行政の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

【国民生活の安心・安全】

政策 20 消防防災体制の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

第三部 事後事業評価書

1 地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備・・・・・・・・ 55
2 字幕番組・解説番組等の制作促進事業・・・・・・・・・・・・ 56
3 地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究・・・・・・・・ 57
4 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発
・実証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
5 移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研
究開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
6 衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発・・・・・・・・・・・・ 62
7 高速・高精度測定技術の研究開発・・・・・・・・・・・・・・ 64

総務省における政策評価の基本的考え方

1 政策評価の必要性

わが国の行政においては、ともすれば法制度の検討や予算の確保など政策の企画立案（Plan）に力点が置かれてきましたが、これを国民本位の効率的で質の高い行政、国民的視点に立った成果重視の行政へ転換するためには、政策を実施（Do）した結果を的確に評価（Check）し、社会経済情勢の変化等にあわせて政策を柔軟に見直して予算要求等に反映すること（Action）が求められています。

総務省は、行政改革・行政運営、地方行財政、選挙、情報通信（ICT政策）、郵政行政、統計、消防などの幅広い分野において国民に身近な社会基盤や快適な生活を支える役割を果たしており、総務省の政策に対する国民の信頼のさらなる確保を図るため、政策評価の的確な推進が重要となっています。

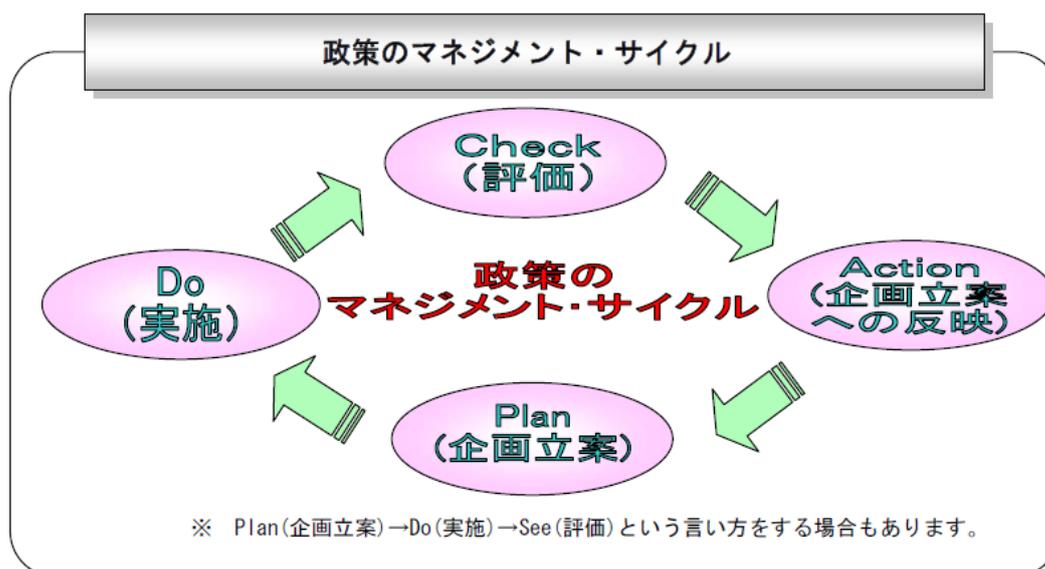
2 政策評価の目的

総務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）に基づき、積極的に政策評価に取り組んでいます。

総務省における政策評価の目的として、次のような点が挙げられます。

効率的で質の高い行政の実現

政策を企画立案し、実施した結果が、国民生活や社会経済にどのような影響を与えているか、達成目標がどの程度実現しているといえるのかを評価し、評価結果から政策の課題を抽出して次の企画立案に反映させていくという、政策のマネジメント・サイクルを確立し、効率的で質の高い行政の実現を図ること（下図参照）。



出典：総務省行政評価局作成 『政策評価Q & A』(H19.11.19版)

成果重視の行政の実現

政策ごとに事前に目標設定を行い、「政策をどのように実施したのか（アウトプット）」よりも「政策の実施により結果として国民にどのような便益がもたらされたのか（アウトカム）」に着目した評価を行うことにより、成果重視の行政の実現を図ること。

透明性の確保及び国民の信頼の向上

総務省の政策について国民に対する行政の説明責任の徹底を図り、政策やそれに基づく活動についての透明性を確保し、行政に対する国民の信頼の向上を図ること。

3 評価の枠組み

(1) 評価方式

総務省では、政策の特性等に応じて、次の3つの方式を用いています。

ア 実績評価方式

実績評価とは、評価対象政策の目標をあらかじめ明示し、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、目標の達成度合いについて評価する方式による評価です。

総務省では、総務省の主要な政策（法第6条第3項に規定する政策。以下「主要な政策」という。）をその対象とし、当該政策の有効性等について検証し、その見直し等に活用しています。

総務省では、おおむね一つの部局の所掌事務程度又はそれを2～3ぐらいに分割した程度のものを「主要な政策」として、政策評価の単位と位置づけています。

イ 総合評価方式

総合評価とは、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し評価する方式による評価です。

総務省では、主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するほか、分野横断的なテーマ若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、総務省の政策評価を充実する評価方式として活用しています。

ウ 事業評価方式

事業評価とは、事業を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し評価する方式による評価です。

総務省では、事業や実施手段についての企画立案、事業の実施に当たっての判断を行う際に（事前評価）あるいは一定期間経過した事業の有効性の検証及びその見直し等（事後評価）に活用しており、以下のとおり、法で実施が義務づけられたもののほか、総務省独自の基準を定め、取組を進めています。

(a) 事前評価

法で規定されている基準

10億円以上の費用を要することが見込まれる個々の研究開発又は公共事業
法律又は政令の制定・改廃による規制の新設・改廃を目的とする政策

総務省独自の基準

新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち
相当程度の社会的影響等があると認められる事業

既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等
があると認められる公共事業又は研究開発課題

規制の新設・改廃を目的とする政策

なお、平成20年度の事前評価は、平成21年度概算要求関連の事業については8月頃、規制の新設・改廃を目的とする政策についてはその都度、実施します。

(b) 事後評価

総務省独自の基準

事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの

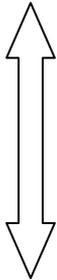
一定期間継続している研究開発制度

一定期間継続している事業であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業

平成20年度の事後評価の対象となる事業は、以下の7事業です。

- ・ 地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備
- ・ 字幕番組・解説番組等の制作促進事業
- ・ 地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究
- ・ ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証
- ・ 移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発
- ・ 衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発
- ・ 高速・高精度測定技術の研究開発

総務省の評価方式の位置づけは、下表のとおりです。

対象	事前評価	事後評価	
<p style="text-align: center;">政策 レベル</p>  <p style="text-align: center;">事業 レベル</p>	<div data-bbox="435 667 684 1001" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><事業評価方式></p> <p>一定の事業について、予測される費用対効果等の分析により実施する評価</p> </div>	<div data-bbox="746 282 995 616" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><実績評価方式></p> <p>主要な政策について、事前に設定した目標の達成度等の分析により実施する評価</p> </div> <div data-bbox="746 667 995 1001" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><事業評価方式></p> <p>一定の事業について、実施手段の有効性等の分析により実施する評価</p> </div>	<div data-bbox="1042 282 1302 616" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;"><総合評価方式></p> <p>主要な政策又は特定のテーマについて、政策効果の発現状況を様々な角度から分析する評価</p> </div>

(2) 評価の観点

総務省では、評価の対象とする政策の特性に応じて以下の観点を選択、具体化し、当該政策が総務省の任務遂行上有効か否かを確認しながら、総合的に行うこととしています。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示されたものとして、

必要性：政策の効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか

効率性：投入された資源量に見合った結果が得られるか、又は実際に得られているか、他に効率的な方法がないか

有効性：政策の実施により、期待される効果が得られるか、又は実際に得られているか

がありますが、これに加えて、

公平性：行政目的に照らして政策の効果や費用の負担が公平に分配されるものとなっているか、又は実際に分配されているか

優先性：以上の観点からの政策評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきか

についても、政策の特性に応じて選択して用いることとしています。

(3) 評価に係る政策の体系

国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価とするためには、あらかじめ評価対象となる政策の体系を明らかにしておくことが適当です。

このため、政策評価の実施に当たっては、総務省の所管政策について、7つの行政分野を「主要な政策」(20政策)に整理し、主要な政策ごとに基本目標を設定するとともに、主要な政策の下にある施策体系を、「下位レベルの施策」-「事務事業(施策の実施手段)」として整理しています(10頁表及び参考資料「平成19年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について(平成19年度目標設定表)」参照)。

主要な政策の体系について、平成17～19年度評価では、26の主要な政策について評価を実施してきましたが、平成20年度評価に当たっては、予算書・決算書の表示科目と政策評価のための政策体系との整合を図るため、主要な政策の体系を従来の26政策から20政策に再整理しました。これにより、政策評価の予算要求等への反映状況が分かりやすくなるなど、政策評価と予算・決算との連携の強化が図られます。

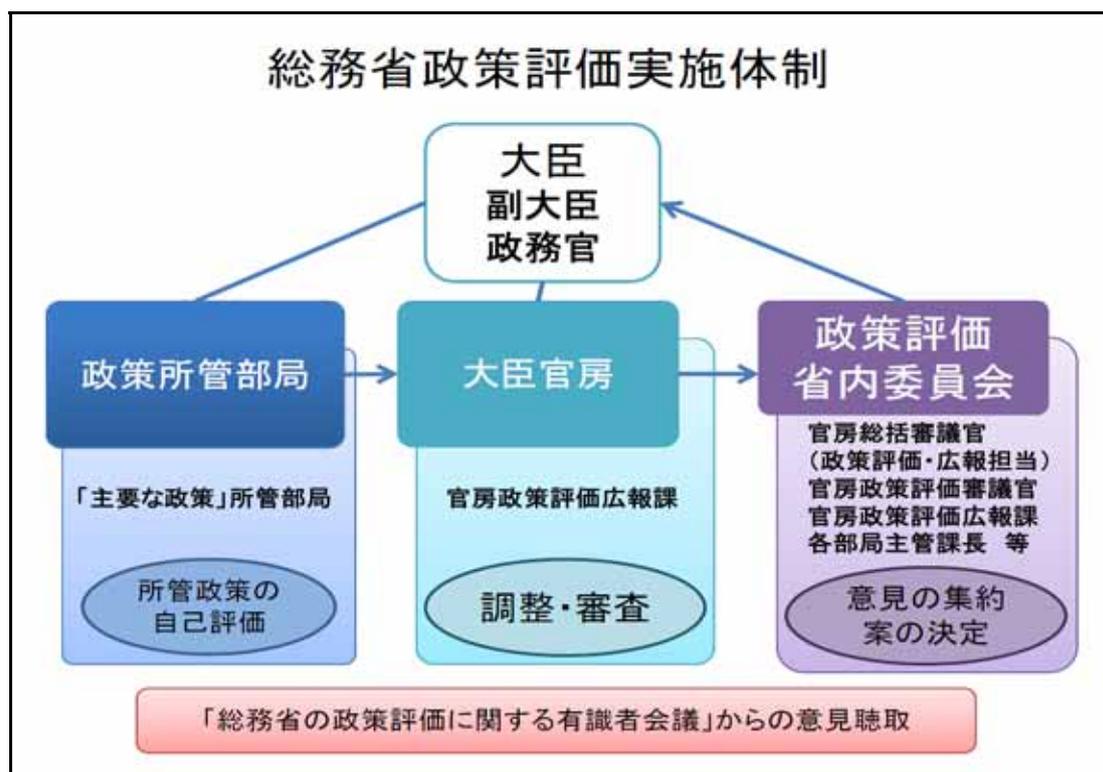
4 政策評価の実施体制

(1) 省内体制

政策評価は、原則として当該政策の所管部局が行い、大臣官房政策評価広報課は、政策の所管部局間の調整等を行う観点から、政策の所管部局から提出された評価結果の審査を行います。

これについて、評価の客観性・厳格性を保つ観点から、学識経験者等の意見を聴取したのち、大臣官房総括審議官（政策評価・広報担当）が主催し各部局の主管課長等で構成される「総務省政策評価省内委員会」で調整、意見の集約を行った上で、最終的に評価結果を取りまとめています。

総務省政策評価省内委員会では、主要な政策の基本目標等、政策評価結果等に関し、学識経験者等による助言を踏まえ、省内における調整、意見の集約及びこれらの案の決定を行っています。



(2) 外部意見の聴取

政策評価を広範な視点からできる限り客観的に実施するためには、政策評価制度、評価対象政策等について専門的知識を有する学識経験者や実践的知識を有する者等（以下「学識経験者等」という。）の協力を得ることが重要です。

このため、総務省では、省外の学識経験者等から構成される「総務省の政策評価に関

する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置し、政策評価による政策のマネジメント・サイクルのあり方、総務省の主要な政策の基本目標等の設定、政策評価結果の取りまとめ等様々な段階において、有識者会議からの意見を聴取し、積極的にその知見を活用しています。平成20年度政策評価においては、有識者会議の意見等を踏まえ、評価の重点化・効率化、政策効果の把握手法の充実を行っています。

また、政策ごとの評価の客観性・厳格性を一層担保するためには、有識者会議のほか、個別政策ごとに学識経験者等の意見を聴取することも重要です。このため、各部局が評価を行う際にも有識者会議とは別に積極的に外部の学識経験者の知見を活用することとしています。

なお、これらの学識経験者等の意見内容については、評価書に明記するように努めています。

5 評価結果の政策への反映

政策評価は、政策の企画立案(Plan) - 実施(Do) - 評価(Check) - 企画立案への反映(Action)という政策のマネジメント・サイクルに寄与するものであり、政策評価の結果から得られた課題を政策の企画立案に的確に反映させ、政策の見直し・改善につなげていくことが重要です。

総務省では、政策の所管部局及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業(総務省重点施策の取りまとめ、予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等)における重要な情報として活用し、当該政策に適切に反映するよう取り組んでいます。

平成20年度の主要な政策の評価に当たっては、評価対象となる各政策について、ロジック・モデルを作成し、これを通じて政策の有効性等の分析を行うことにより、政策の見直し・改善の契機としていくこととしました。

また、政策評価を通じた政策の見直し・改善を図るためには、政策の質及び行政の政策形成能力の向上とともに当該政策を担当する職員の意識改革が重要です。各部局の政策評価及び政策の企画立案の担当者に対しては、政策評価制度及びその趣旨や評価実務に関する説明、研修、意見交換の場の設定等に積極的に努めています。

このような機会を通じ、職員の政策評価に対する理解と意識は着実に高まってきていますが、政策評価を通じた政策の見直し・改善を進めるため、今後とも、研修、有識者との意見交換等を進めることにより職員の意識改革を進めていくこととしています。

6 国民への説明責任の徹底

政策評価の目的の一つである行政の説明責任の徹底を図るためには、国民に対して分かりやすい情報を積極的に提供するとともに、政策評価に対する国民の意見・要望を活用す

ることなどが重要です。

総務省の所管政策は幅広く、国や地方公共団体の行政運営に関する制度の企画立案など、一般の国民にはなじみの薄い分野も含まれます。そこで、評価書においては、必要に応じて図表・グラフ等を用いているほか、本年度から、ロジック・モデルにより、政策の体系、政策の目的と手段の因果関係を分かりやすく明示するなど、総務省所管政策への国民の理解を深めるよう努めています。

なお、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html）では、政策評価の結果や当該結果に基づく政策への反映の内容に加え、有識者会議における学識経験者等の意見等を公表しています。

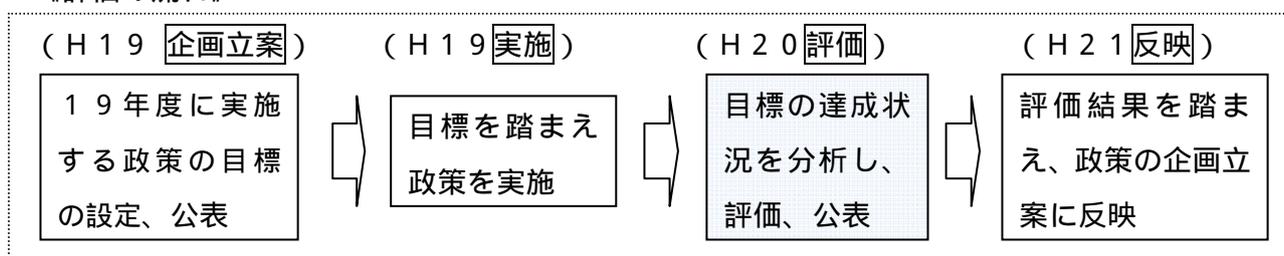
また、総務省では、政策の実施前に、目標設定表を作成することとし、その作成過程でパブリックコメントを実施し、国民の意見・要望を十分に反映させることとしています。（平成19年度の目標設定に関するパブリックコメントの結果については、ホームページ（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/071130_8.html）参照）

主要な政策に係る評価の実施状況

1 評価の流れ

平成20年度の主要な政策に係る評価は、平成19年度に実施した政策について行うものであり、「平成19年度に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について（平成19年度目標設定表）」に基づき、政策の所管部局が、平成20年度当初から評価作業に着手しました。大臣官房政策評価広報課においては、部局から提出のあった評価書の審査を行い、有識者会議の意見を聴取した上で、総務省政策評価省内委員会を開催し、評価書を決定しました。今後、評価結果を踏まえ、平成21年度の予算要求等を通じて政策の企画立案に反映していくこととしています（下図参照）。

《評価の流れ》



2 評価対象

総務省ではこれまで、政策評価手法の定着のため、すべての主要な政策について毎年度評価を実施してきましたが、平成20年度以降は、評価の重点化・効率化の観点から、政策の特性等に応じて適切な頻度（毎年度又は2～3年度に1回）で評価を実施することとしました。

なお、当該年度に評価を実施しない主要な政策については、直近の指標等の状況を把握するための「モニタリング」を実施することにより、政策目標の進捗状況を把握し、予算要求等にも適切に対応していくこととしています（下表参照）。

主要な政策に係る評価の実施について(一覧)

行政分野	主要な政策	下位レベルの施策数	評価方式()	評価頻度	H 20 評価対象	次回 評価年度	主な担当部局	
行政改革・行政運営	政策1	国家公務員の人事管理の推進	9	総合	2年ごと		H 22	人事・恩給局
	政策2	適正な行政管理の実施	3	総合	2年ごと		H 21	行政管理局
	政策3	行政評価等による行政制度・運営の改善	4	総合	2年ごと		H 22	行政評価局
地方行財政	政策4	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	6	総合	2年ごと		H 21	自治行政局
	政策5	地域振興	5	総合	2年ごと		H 22	自治行政局
	政策6	地方財源の確保と地方財政の健全化	4	総合	1年ごと		H 21	自治財政局
	政策7	分権型社会を担う地方税制度の構築	1	総合	1年ごと		H 21	自治税務局
選挙制度等	政策8	選挙制度等の適切な運用	3	総合	3年ごと		H 23	自治行政局 選挙部
電子政府・電子自治体	政策9	電子政府・電子自治体の推進	2	総合	2年ごと		H 22	行政管理局 自治行政局
情報通信 (ICT政策)	政策10	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	2	実績	1年ごと		H 21	情報通信政策局
	政策11	情報通信技術高度利活用の推進	6	実績	3年ごと		H 22	
	政策12	ユビキタスネットワークの整備	5	実績	3年ごと		H 21	
	政策13	情報通信技術利用環境の整備	5	実績	3年ごと		H 22	総合通信基盤局
	政策14	電波利用料財源電波監視等の実施	6	総合	3年ごと		H 23	
	政策15	ICT分野における国際戦略の推進	2	実績	1年ごと		H 21	
郵政行政	政策16	郵政行政の推進	3	総合	1年ごと		H 21	郵政行政局
国民生活と安心・安全	政策17	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	3	総合	2年ごと		H 21	大臣官房管理室
	政策18	恩給行政の推進	3	総合	2年ごと		H 21	人事・恩給局
	政策19	公的統計の体系的な整備・提供	4	総合	2年ごと		H 21	統計局
	政策20	消防防災体制の充実強化	4	実績	1年ごと		H 21	消防庁

()『総合』は、総合評価方式のことを指し、『実績』は、実績評価方式のことを指す。

3 総合的な評価の実施

(1) 総合的な評価

主要な政策の評価については、これまで、すべて実績評価方式により、指標に係る目標値の達成状況等を基にした評価を実施してきましたが、総務省の所管政策には、国や地方公共団体の行政運営に関する制度の企画立案など目標値の設定の困難な政策も含まれること等から、平成20年度評価から、政策の自己改善を図るため、政策の基本目標の達成過程の分析を掘り下げて行う、「総合的な評価」に移行することとしました。

(2) 評価方式

評価方式としては、政策の特性等に応じ、実績評価方式と総合評価方式を選択することとしています。

政策の基本目標の達成度合いについて、目標(値)を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものである場合には、実績評価方式により評価し、必要に応じ参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いることとし、当該政策が、それに該当しない場合には、参考となる指標その他の参考となる情報を中心的に用いて総合評価方式により評価し、必要に応じて目標(値)を設定した指標を補完的に用いることとしています。

この考え方にに基づき、政策の所管部局が評価方式を選択した結果、平成20年度評価においては、実績評価方式を選択した政策は6政策、総合評価方式を選択した政策は14政策となっています(10頁表参照)。

総務省では、平成14～18年度の過去5年間の政策評価の活動について「総務省が実施した政策評価の取組についての検証」(平成19年7月)を実施し、主要な政策の評価については、今後は主要な政策の評価に当たり実績評価方式以外の評価方式を選択できるようにし、網羅的な実績評価方式による評価の実施による「一覧性の確保、政策評価手法の定着」から「政策の特性等に応じた評価の実施」へ、取組方針を転換していくことが適当としました。

(3) 「ロジック・モデル」の作成・活用

政策の基本目標の達成過程の分析を強化するための手法としては、有識者会議での意見聴取等を踏まえ、いわゆる「ロジック・モデル」を導入することとしました。

具体的には、ロジック・モデルを用いて、政策ごとに基本目標の達成過程をフローチャート形式で図式化して明示することにより、目標達成の手段(下位レベルの施策)の有効性等を論理的・体系的に点検するとともに、関連指標の状況等をフローチャートの

中に位置付け、基本目標の達成状況を段階的・体系的に把握するものです。

ロジック・モデルの導入により、ロジック・モデルを通じて、政策の目的と手段の因果関係が明らかにされることにより、政策の必要性・有効性・効率性等の分析を掘り下げた総合的な評価が可能となること、政策担当部局内で政策の有効性等について活発な議論を行うことにより、課題の発見、政策の見直し・改善の契機となること、国民に対して政策の体系を分かりやすく明示することができること、等の効果が期待されます。

なお、平成20年度評価においては、評価対象となる12政策についてロジック・モデルの作成を行いました。

(4) 目標の数値化等の推進

総務省の政策評価においては、政策の有効性を測定するため、主要な政策ごとに指標を複数設定しています。その際には、可能な限り、定量的な指標で数値目標を設定し、またアウトプット（直接的な行政活動）ではなくアウトカム（国民に対して実際にもたらされる成果、政策効果）に着目した指標を設定することとしています。

数値目標を設定することにより、その目標を達成できたか、どの程度達成できたかが明らかになるとともに、指標の数値化を進めることによって過去からの経年変化を定量的に分析することができるようになります。またアウトカム化を進めることによって、各政策が国民生活の向上にどれだけ貢献したかという視点からの評価が可能になります。

平成20年度評価では、数値目標を持つ主要な政策の割合は65%となり、数値目標を持つ指標の数は59となっています。また、アウトカム指標を持つ主要な政策の割合は40%となり、アウトカム指標の数は29指標となっています（下表参照）。

これまでの努力により、数値化可能なものについては相当程度の進捗をみており、国民に分かりやすく、政策の企画立案に反映させやすい評価として充実が図られてきています。ただし、総務省の所管政策には、国や地方の行政制度の企画立案など客観的な指標の測定によって政策目標の達成状況を評価することが難しいものや、国民に対する行政サービスの主体でないためにアウトカム指標を政策目標として設定することが難しいものが存在することから、このような政策について、無理に数値化、アウトカム率を増加させることは、適切な指標及び目標値の設定でなくなるおそれがあることに留意し、適切に指標の設定を行うこととしています。

指標の設定状況		20年度
政策数		20
数値目標を設定している政策数	数値目標を設定している指標数	13 (65%)
	数値目標を設定している指標数	59
アウトカム指標を設定している政策数		8 (40%)
アウトカム指標の数		29

なお、平成20年度評価においては、20の主要な政策について、あらかじめ目標(値)を設定した指標の数は70、このうち、平成19年度に目標年度を迎えた指標の数は33となっていますが、19年度に目標年度を迎える指標が少ない政策、当該政策の大きな課題に係る指標が目標年度を迎えない政策などもあることから、政策全体の評価を、指標の達成状況のみから判断することは困難であり、それぞれの指標の目標値に対する達成度合いや参考となる指標等の状況も勘案し、政策の有効性等を総合的に判断することとしています。

4 政策の見直し・改善の方向性に係る記載

政策評価は、政策のマネジメント・サイクルの確立を目的とするものであり、評価の結果を次の企画立案作業に的確に活用し、継続的に政策の見直し・改善に取り組んでいくことが必要です。

本評価書においては、政策の基本目標の達成過程の分析結果を「4 政策の総合的な評価」の項目に記載し、これを踏まえて、「5 今後の課題と取組の方向性」の項目では、「今後の課題」を下位レベルの施策ごとに明示し、課題に対する「取組の方向性」を記載することとしました。

「取組の方向性」欄については、「見直し・改善の方向性」を示したうえで、これに必要な措置を「予算要求」「制度」「実施体制」欄に分けて記載することにより、今後の政策の見直し・改善、予算要求等への反映を、可能な限り具体的に記載しています。なお、「取組の方向性」欄における、記載の区分方法は以下のとおりです。

記載の区分方法

印	予算要求	制度	実施体制
-	予算がないもの	制度がないもの	
	継続的な予算	制度の新設・改正の必要がないもの	実施体制について継続するもの
	新規予算の要求、既存予算の拡充について検討が必要なもの	制度の新設・改正について検討が必要なもの	実施体制の充実について検討が必要なもの
	予算の縮小・廃止について検討が必要なもの	制度の縮小・廃止について検討が必要なもの	実施体制の縮小・廃止について検討が必要なもの

今後の課題と方向性

本年度の政策評価は、平成19年11月に策定した総務省政策評価基本計画（対象期間：平成20年度から平成24年度までの5年間）に基づいて実施し、新たな取組として、先述のロジック・モデルを作成することとし、指標等の分析も含めた、各政策の基本目標の達成過程の検証を行うことによる、総合的な評価の方向性を打ち出しました。これにより、国民に対して政策の体系等を分かりやすく明示することはもとより、各政策の課題と取組の方向性の記載の充実を図りました。

一方で、組織のパフォーマンスの向上につながる目標設定をいかに行うか、現行の評価枠組みの中で、評価の客観性を高めながら、政策の有効性の分析をいかに充実させるか、政策の見直し・改善に向けた意識をいかに高めるか、といった課題にも的確に対応し、評価の一層の充実を図っていくことが必要です。

来年度以降の政策評価に当たっては、本年度導入したロジック・モデルを継続的に見直しながら、これをより有効に活用することにより、効果的かつ効率的な評価を実施していくことを基本としつつ、上記の課題を踏まえ、以下の項目について、重点的に検討していくこととします。

(1) 組織のパフォーマンスの向上につながる目標設定

これまで、各政策について基本目標を設定するとともに、指標についても数値目標の設定を推進してきたところですが、このような目標設定がさらに、組織のパフォーマンスの向上につながるものとなるよう、政策の基本目標の具体化、指標に係る目標値の再設定など、目標設定のあり方について検討を行います。

(2) 政策効果の発現過程の分析の強化

政策の基本目標の達成に向けて、総務省の行政活動のほか、国民の協力等の外部要因の分析が必要なものなど、ロジック・モデルを通じた政策効果の発現過程の分析の強化に向けた検討を行います。

(3) 外部の専門的知見等の一層の活用

ロジック・モデルについて、評価実施段階に加え、評価プロセスの開始段階から、有識者会議等を積極的に活用するなど、評価の充実・客観性の向上に向けた検討を行います。

(4) 見直し・改善への取組強化

ロジック・モデル中の下位レベルの施策の下に、さらに関連する事務事業を位置づけるなど、政策の具体的な見直し・改善に結びつく仕組みづくりについて検討を行います。

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：人事・恩給局総務課

施策名	国家公務員の人事管理の推進	政策体系上の位置付け (行政改革・行政運営) 政策 1
施策の概要	<p>国家公務員給与・退職手当制度の運営・改善を図るとともに、適切な人事管理を推進する観点から、能力・実績主義を重視した人事運用、多様な人材の確保・活用、高齢化への対応と適切な退職管理、職員の服務規律の確保、労働時間短縮に取り組んでいる。</p> <p>加えて、職員の能力開発・啓発、福利厚生や労務管理の充実を図っている。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>あらかじめ目標(値)を設定した指標については進展が見られ、また、参考となる指標等についても、それぞれ着実に実施されていることから、全体として、基本目標の達成に向けた着実な取り組みがなされている。</p> <p>(必要性)</p> <p>例えば以下のように、各施策の必要性が認められる。</p> <p>[高齢化への対応と適切な退職管理の推進] 総務省が実施する「退職準備・生涯生活設計プログラム等担当者講習会」等の施策を踏まえる形で、各府省において退職準備プログラム等が実施されており、こうした取り組みの必要性が認められる。</p> <p>(有効性)</p> <p>例えば以下のように、各施策の有効性が認められる。</p> <p>[能力・実績主義を重視した人事運用の推進] 人事評価は任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるものであることから、その評価手法は信頼性の高いものとなるよう制度構築する必要がある。そのため数次に亘る試行を行い、その結果を検証する必要があることから、平成 19 年度においては、本府省の課長以下の職員を対象とした第 2 次試行を円滑に実施し、検証を行ったところ、アンケート、データ分析ともに、評価手法の有効性等が概ね実証された。</p> <p>(効率性)</p> <p>例えば以下のように、各施策が効率的に実施されている。</p> <p>[制度の運営・改善] 国家公務員の退職手当調査については紙媒体から電子データへの移行を進め、必要最小限の所要経費で効率的に実施するように努めている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>国家公務員の人事行政に対する国民各層からの様々なご指摘、国家公務員制度改革基本法において示された改革の方向を踏まえて、今後の施策の方向性について検討を行う必要がある。</p> <p>また、既存の個別事業については、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、その効果及びこれに要する費用等を考慮して、廃止も含めた見直しを行い、質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼を確保、公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務能率の向上といった基本目標の実現を図る必要がある。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
国家公務員I種事務系区分（行政、法律、経済）採用者に占める女性の割合	30%	22年度	「男女共同参画基本計画」（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）で示された政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安を踏まえ、各府省において多様な人材の確保・活用が進められているか。	21.5% （64名／ 298名中）	22.4% （66名／ 295名中）	25.1% （74名／ 295名中）
国家公務員の配置転換の人数	704人	19年度	国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画（平成18年6月30日閣議決定。22年度までに2,908人が配転の見通し）を着実に達成し、国家公務員の定員純減が円滑に行われているか。	— （取組開始前）	748人（内定数。平成19年4月1日実施）	783人（内定数。平成20年4月1日実施）

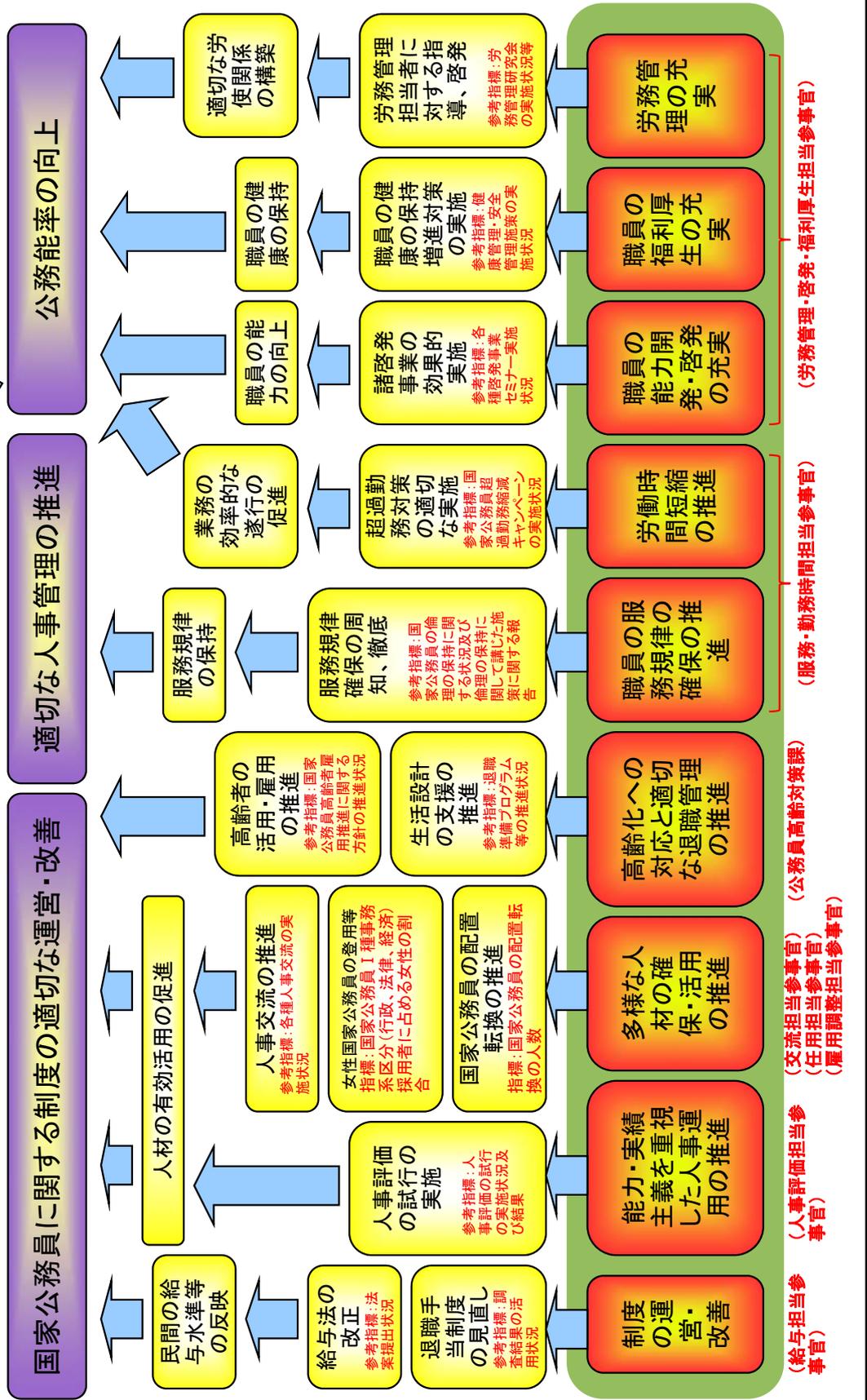
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	<p>公務員制度のあり方を原点に立ち返って見直すことが必要です。行政に対する信頼を取り戻すため、公務員が能力を高め、国民の立場に立ち、誇りと責任を持って職務を遂行できるよう、総合的な公務員制度改革を進めてまいります。</p> <p>国民への奉仕者である国家公務員の一層の綱紀粛正と倫理の向上を徹底します。</p>
経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	<p>4. 公務員制度改革</p> <p>戦後レジームからの脱却の中核的な改革として取り組み、21世紀にふさわしい行政システムを支える公務員像を実現する。</p>	

政策1 国家公務員の人事管理の推進

基本目標

国家公務員に関する制度を適切に運営・改善する。
質の高い行政サービスを実現し、行政に対する国民の信頼を確保するための適切な人事管理を推進する。
公務と公務員を取り巻く環境の変化に対応した公務
能率の向上を図る。

質の高い行政サービスの実現、行政に対する国民の信頼の確保



平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評

価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：行政評価局総務課

施策名	行政評価等による行政制度・運営の改善	政策体系上の位置付け
		(行政改革・行政運営) 政策 3
施策の概要	<p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、各府省は、所掌する政策について自ら評価を実施。総務省は、各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価制度を推進するとともに、府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）及び各府省の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 中立・公正な立場から各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の改善を推進する。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省における制度の推進及び全政府的見地からの評価の実施を通じて、評価の質の向上、予算要求等政策への反映、関係府省における政策の見直し・改善が図られていることから、一定の効果を上げている。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、迅速かつ的確な実施を通じ、勧告等に基づく行政制度・運営の見直し・改善が図られている。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率が例年 90%を超えているほか、あっせん以外にも関係機関等に相談内容を通知・連絡することなどにより行政制度・運営の改善を推進している。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、処理件数を飛躍的に増大させており、年金制度に対する国民の信頼の回復に資するものとなっている。しかしながら、審議の公平性を確保しつつも、更なる処理の推進が必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 政策の効果を点検し、その不断の見直しや改善を図る上で、各府省における評価の実施及びその実効性を高めるための仕組みは、必要不可欠。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 各府省とは異なる中立・公正な立場から行政評価・監視を行う機能は政府部内に必要不可欠。 また、国の行政全般について国民からの苦情等を広く受け付け、中立・公正な立場からその解決等を図る機能は必要不可欠。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、いわゆる「年金記録問題」への対応策の一つとして、安倍総理大臣（当時）の指示によるものであり、同様の役割を果たし得る機関が他にはないこと、多数の申立てがあること等に鑑みれば、本政策は必要不可欠。</p> <p>(有効性)</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 各府省における政策評価の質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映は着実に進展しており、有効性が認められる。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、平成 19 年度に受理した「その後の改善措置状況」において、指摘事項の 97.0% は既に改善措置が採られるなど、各府省における行政制度・運営の改善が図られていることから、有効性が認められる。 また、行政相談については、苦情あっせん解決率は 90%を超えており、有効性が認められる。 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、困難かつ経験のない業務を短期間に、様々な構成員からなる体制で処理しているにもかかわらず、業務を体制整備と習熟度の向上に伴い月ごとの処理件数を飛躍的に増加させてきており、有効性はあると考える。</p> <p>(効率性)</p> <p>1 政策評価制度の推進及び評価専担組織としての政策評価の実施 総務省が行った統一性・総合性確保評価については、18 年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、評価結果の早期の政策への反映を図るためには、一層の効率性の向上が必要。</p> <p>2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進 行政評価・監視については、18 年度に比べ、処理期間に長期間を要しており、早期の行政の制度・運営の改善を図るためには、一層の効率性の向上が必要。 また、行政相談については、行政相談委員の活用等、国民にとって簡易・迅速な様々な方法で受け付けて</p>	

おり、その内容に応じ処理されている。
 さらに、年金記録に関するあっせん等の実施については、第三者委員会における月ごとの処理件数は飛躍的に増加してきており、体制整備と習熟度の向上により、効率性も徐々に高まってきていること、他の合議制の審査機関で、これほどの件数を処理しているものはないこと、行政不服審査に比べて簡素な手続で対応可能であることから効率性が認められる。

(反映の方向性)

- 1 政策評価制度の推進及び評価専任組織としての政策評価の実施
 - ・重要対象分野の的確な選定及び各府省における評価の実施の推進。
 - ・規制の事前評価の円滑な実施の推進及び質の向上。
 - ・客観性担保評価活動について、特に評価の内容に踏み込んだ点検の充実・強化。
 - ・統一性・総合性確保評価について、取りまとめの迅速化を図るため、調査効率の向上を図る。
- 2 行政評価・監視の実施及び行政相談制度の推進
 - ・行政評価・監視については、取りまとめの一層の迅速化を図るため、業務の減量化等現行の業務の進め方や体制の在り方について検討。
 - ・行政相談制度については、迅速な受付・的確な処理、新任行政相談委員への支援を行うための体制強化、効果の高い広報媒体への掲載・報道依頼の充実。
 - ・年金記録の訂正に関し、申立内容を十分に汲み取り、審議の公正性を確保しながら、事案処理の迅速化に取り組む。また、平成20年3月末までに申し立てられた事案については、おおむね1年を目途に処理を終える。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

—

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日 閣議決定	第3章 21世紀型行財政システムの構築 3. 予算制度改革 (4) 政策評価の機能の発揮 平成19年末から（略）経済財政諮問会議と総務省・各府省の政策評価に関する連携を強化することにより、評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映する。
	規制改革推進のための3か年計画	平成19年6月22日 閣議決定	II 19年度重点計画事項 1 横断的制度 (1) 規制の横断的評価・見直し ④ 規制影響分析（R I A）の幅広い実施 イ（略）総務省は、各府省庁の取組を支援するため、毎年度、規制についての事前評価の実施状況の把握・分析を行うとともに、調査研究、各府省庁に対する情報提供や必要な研修等の取組を進めていく。 ウ R I Aの実施に当たっては、（略）総務省は、上記を踏まえ、各府省庁が充実したR I Aを実施できるよう、ガイドラインの速やかな策定を行う。
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日 閣議決定	第4章 持続的で安心できる社会の実現 4. 質の高い社会保障サービスの構築 iv) 領収書等の証拠がない方については、総務省に設置する第三者委員会における公正な判断を踏まえ、社会保険庁はこれを尊重して記録の訂正を行う。
	年金記録問題に関する今後の対応	平成20年1月24日 年金記録問題に関する関係閣僚会議	4. 年金記録確認第三者委員会の事案処理の強化 (1) 当面の審議の促進 年金記録確認第三者委員会においては、（略）体制の拡充を行ってきたところであり、さらに、あっせん事例集の整備等を行うことにより、各地方委員会の迅速な処理の推進を図り、処理件数の大幅な増加を図る。（略） (2) 本年4月以降の取組み 上記の審議促進策を踏まえ、本年3月末までに申し立てられた事案については、概ね1年を目途に処理を終えることとする。 また、本年4月以降に申し立てられる事案については、（略）申立件数を勘案した一層の体制強化等を講じることにより、迅速な処理を進める。

【政策3】行政評価等による行政制度・運営の改善

基本目標

公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現の推進

政策評価制度の推進、行政評価・監視の実施、行政相談制度の推進等により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。

特に、19～20年度の間は、新たに導入された経済財政諮問会議との政策評価に関する連携を強化し、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図る。

効果的かつ効率的な行政の推進、国民への説明責任の徹底、行政の制度・運営の見直し

各府省による、評価の実施及び質の向上、評価結果の予算要求等政策への反映

参考指標：

- 重要対象分野に係る政策評価の実施の推進の状況
- 政策評価の質の向上の状況
- 政策評価結果の予算要求等 政策への反映の状況
- 規制の事前評価の円滑な実施の推進の状況
- 総務省が行った客観性担保評価活動の結果に基づく関係府省における政策評価の改善の状況

関係府省による政策への反映
(政策の見直し・改善)

参考指標：

- 総務省が行った統一性・総合性確保評価の結果の関係府省における政策への反映の状況

関係府省の行政運営の見直し・改善

参考指標：

- 行政評価・監視に係る勧告等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況
- 苦情あわせん等に基づく関係府省の行政制度・運営の見直し・改善の状況

年金記録の訂正による国民の正当な権利の実現等

参考指標：
行政評価等についての国民への周知の一層の促進の状況

国民の行政評価等(政策評価・監視及び行政相談)に関する認知度の向上

政策評価制度の事務の総括

- 重要対象分野の選定とその評価の実施の推進
- 規制の事前評価の実施の推進
- 政策評価結果の予算要求等への的確な反映の推進
- 政府全体の政策評価実施状況等の取りまとめ・公表
- 政策評価の基盤整備

府省の枠を超えた全政府的見地からの評価の実施

- 統一性総合性確保評価活動
- 客観性担保評価活動

各府省の業務の実施状況等を調査

参考指標：

- 国民の多様なニーズに対応した行政評価・監視の迅速かつ的確な実施の状況

苦情等を受け付け、その迅速・的確な解決を図るための活動を実施

- 行政相談活動、行政相談委員活動についての周知
- 相談窓口体制の整備
- 苦情あわせん等による行政相談の解決の促進

年金記録に関するあわせん等の実施

参考指標：

- 年金記録確認第三者委員会による年金記録の訂正に関するあわせん案等の審議の状況

下位レベルの施策

政策評価制度の推進

(政策評価官室)

評価専任組織としての政策評価の実施

(総務課審議室)、(担当室)

行政評価・監視の実施

(総務課調整)、(担当室)

行政相談制度の推進

(行政相談課)、(年金記録確認第三者委員会)

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名： 自治行政局自治政策課他 4 課室

施策名	地域振興	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 5
施策の概要	<p>ア 地方公共団体の地域づくりの支援</p> <p>地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。</p> <p>イ 地方公共団体の国際化施策の推進</p> <p>外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」）を実施している。また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。</p> <p>ウ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI 事業の支援）</p> <p>中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。</p> <p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、総務省では、地方公共団体が PFI 事業を円滑に実施できるようにするため、地域振興課を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。</p> <p>エ 過疎地域の自立促進</p> <p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域（過疎地域）とその他の地域との格差の是正を図るため、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号、以下「過疎法」という。）に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>オ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進</p> <p>辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号、以下「辺地法」という。）に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるよう、総務省では、情報提供や助言、財政措置を行っているところである。</p> <p>(平成 19 年度予算額) 726 百万円</p>	
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成 19 年度は既存の事業について、継続的に、地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組んできたところであり、指標等を</p>	

みると総務省が実施した施策については一定の有効性等があったといえる。

しかしながら、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保をさらに推進するために、地方公共団体のニーズ等を的確に把握することにより、このような取組を推進する必要がある。

(必要性)

地域づくりは、地方公共団体が自主的・主体的に取り組むものであるが、真に必要な基盤整備事業に対し、現下の厳しい地方財政の状況において地方財政措置等を行うことは、地域の活性化のために必要である。

(有効性)

地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対する総務省の情報提供や助言、財政措置等の取組については、概ね有効性が認められる。例えば、過疎地域の自立促進がなされているかについて見ると、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成18年度時点で都道府県47%、市町村28%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められるなど、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に、一定の成果をあげてきたという施策の有効性が認められる。

(反映の方向性)

総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。

しかしながら、平成20年施政方針演説において、地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を政府一体となって強力に後押しするという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

後期（平成17年度～平成21年度）過疎地域自立促進計画の進捗率

指標等	目標値	目標年度	分析の視点	17年度	18年度	19年度
過疎地域自立促進計画の進捗率	市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。	21年度	過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画(平成17～21年度)に基づく事業の実施が着実に行われているか。	都道府県 24% 市町村 14%	都道府県 47% 市町村 28%	集計中

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会 総理施政方針演説	平成20年1月18日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年11月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。

政策5 地域振興

基本目標 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う
 地方公共団体を支援する。

地域の特性にあった魅力ある地域づくりの確保

地域の活性化・国際化

過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正

地方公共団体が
行う地域活性化
事業の推進

地域の活性化を
実現するための取組
を支援するための
財政措置

参考指標：循環型社会
形成事業の活用状況、
少子・高齢化対策事業の
活用状況、地域資源活用
促進事業の活用状況

地域レベル
の国際交流
の推進
・外国語教育
の充実

JETプログラムの推進

参考指標：
JETプログラムの
招致者数及び
招致国数

地域にお
ける多文
化共生の
推進

多文化共生
推進プラン
の普及

参考指標：
「地域における
多文化共生推
進プラン」の
普及の状況

・中心市街地の活性化
・利用者に安く喜ばれる
施設の提供

・中心市街地活性化
のための施設整備
等の推進

・効果的かつ効果的
な公共施設等の整
備の促進
参考指標：中心市街地
活性化に係る一般事業
債の活用状況、PFI研修
会の状況、地方公共団
体におけるPFI事業の実
施方針公表数の推移

過疎地域とその他の
地域における
地域格差の是正

・過疎対策事業の実施
参考指標：後期過疎地域自立促進計画
の進捗率
参考指標：過疎対策事業により整備
した交流施設の利用者数、過疎地域
集落再編整備事業によって整備した
定住団地等の整備状況
・過疎対策のための調査研究
参考指標：都市から地方への移住・
交流の促進に関する調査の状況

辺地要件の
解消
指標：辺地数の減少

地方財政
措置の実施

地方公共団体
の地域づくり
の支援

(自治政策課)

地方公共団体の
国際化施策の推進

(国際室)

地方公共団体
が実施する地域
振興施策の推進

(地域振興課)

過疎地域自立促進
計画の実施

(過疎対策室)

辺地に係る
公共的施設の
総合整備の
促進

(財務調査課)

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：自治財政局財政課他 3 課室

施策名	地方財源の確保と地方財政の健全化	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 6
施策の概要	地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方行財政の健全化を図る。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>一般財源総額を確保するとともに、財源不足分については補てん措置を講じ、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。また、地方交付税の算定項目を平成 19 年度において 3 割削減するなど算定方法の簡素化・透明化が進展した。さらに、公債費負担の適正化も進展した。</p> <p>(必要性)</p> <p>① 地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補てん措置を講じるため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。</p> <p>② 地方交付税については、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。</p> <p>③ 引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めるとともに、財政健全化法に基づき、わかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより、財政の健全化を推進する必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 「地方再生対策費」の創設などにより、地方財政計画の規模は前年度に比べ 2,753 億円の増となったが、厳しい地方財政の現状等を踏まえ「地方再生対策費」を除くと前年度 0.2%の減に抑制した。この結果、地方財源の確保・保障がなされることになり、地方財政計画の策定について一定の有効性が認められる。</p> <p>② 地方交付税の算定項目については平成 19 年度において約 3 割削減され、引き続き平成 20 年度においても簡素化を進めることから、算定方法の簡素化・透明化が進展した。このため、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。</p> <p>③ 平成 19 年度において公債費負担適正化計画の完了を予定していた 2 団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>交付税の算定の簡素化・透明化により、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、効率性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>① 平成 21 年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進する。</p> <p>② 地方交付税については、引き続き、所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行う。</p> <p>③ 地方財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の開示を徹底すること等により、地方公共団体の財政の健全化を推進する。</p>	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

参考となる指標	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
地方財政計画の規模	83 兆 1,508 億円	83 兆 1,261 億円	83 兆 4,014 億円
一般財源比率	66.6%	68.1%	68.4%
地方債依存度	13.0%	11.6%	11.5%
借入金残高	200 兆円	199 兆円	197 兆円
地方債計画の規模	13 兆 9,466 億円	12 兆 5,108 億円	12 兆 4,776 億円

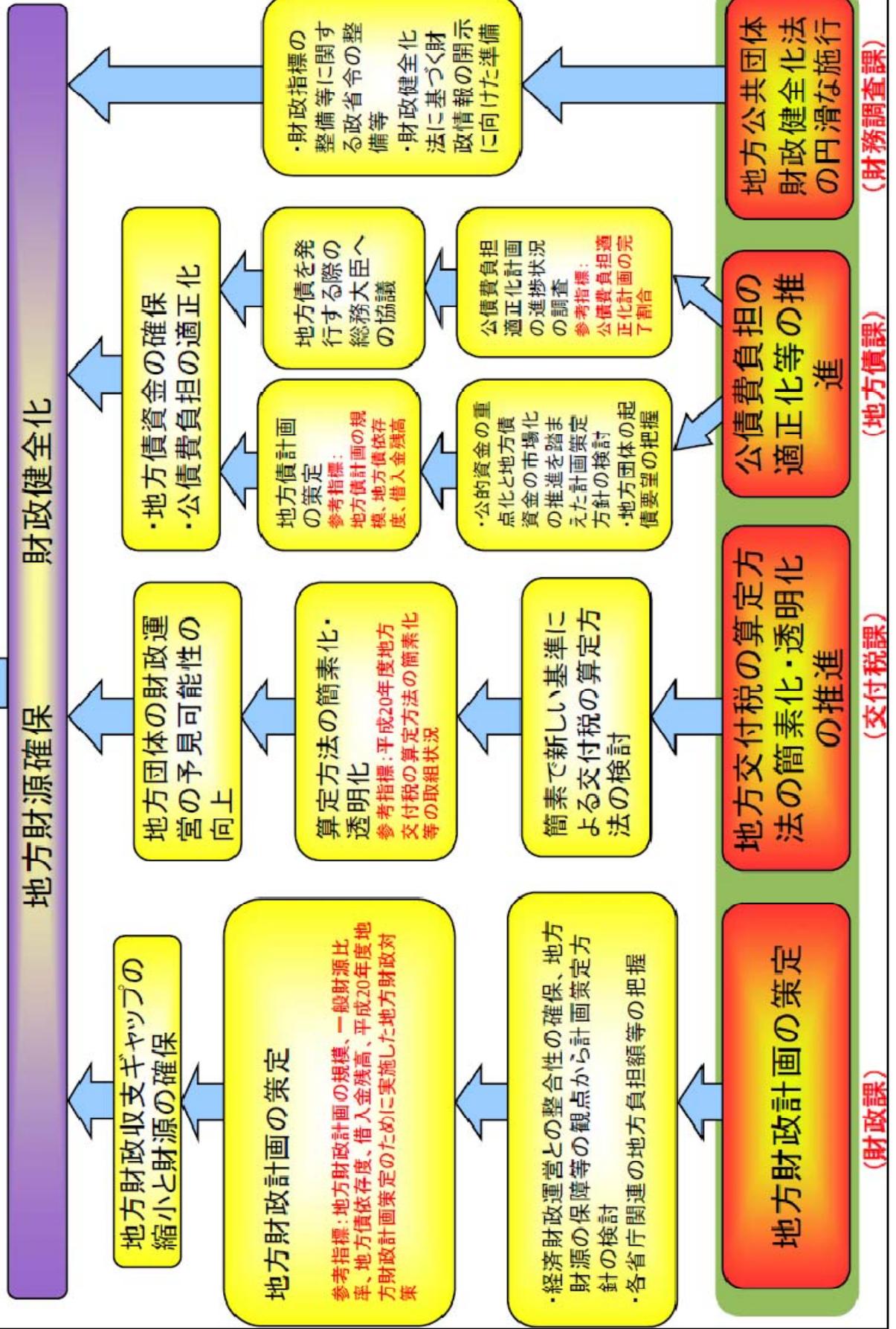
※参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。

	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）	経済財政改革の 基本方針 2007	平成 19 年 6 月 19 日	<p>第 3 章 21 世紀型行財政システムの構築</p> <p>1. 歳出・歳入一体改革の実現</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針 2006」で示された 5 年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。</p> <p>8. 地方分権改革</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>2. 地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p>

政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化

基本目標 地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。

地方財源の確保と地方財政の健全化



平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：自治税務局企画課総務室他 5 課室

施策名	分権型社会を担う地方税制度の構築	政策体系上の位置付け
		(地方行財政) 政策 7
施策の概要	<p>平成 20 年度地方税制改正については、まず、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとした。</p> <p>また、最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税における寄附金税制について、都道府県や市区町村の条例により控除対象寄附金を指定する仕組みの導入や地方公共団体に対する寄附金税制の見直し等を行うこととした。</p> <p>この他、上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の期限延長、公益法人制度改革への対応など、税制上の所要の措置を講じた。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>平成 20 年度地方税制改正における地方法人特別税等の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等の取組は、社会経済情勢の変化に適切に対応したものであり、分権型社会を担う地方税制度の構築にも有効と考えられる。</p> <p>しかしながら、参考となる指標を見ると地方税の充実、地方間の税収格差の縮小、地方税の税収の安定性の確保等について抜本的な解決には至っていない状況であり、今後とも、分権型社会を担う地方税制度の構築に向けた取組を一層強化する必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子・高齢化の急速な進展に伴い、地方の社会保障関係経費の更なる増嵩が見込まれていることから、地域福祉の充実に要する財源を安定的に確保するために、総務省として更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>平成 20 年度地方税制改正については、地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設、個人住民税における寄附金税制の見直し等、税制上の所要の措置を講じることで社会経済情勢の変化に適切に対応した。</p> <p>(効率性)</p> <p>政策評価と非課税等特別措置の連携強化による各府省庁からの税制改正要望ヒアリングの効率化、政府広報の活用等、関係省庁との連携による税務広報の効率化が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>地域福祉の充実に要する財源を、今後、安定的に確保するため、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実に取り組む中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すことなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。</p>	

	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面、国と地方の税収比 1 : 1 を目指して、地方税を充実すること、 ・ 地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること、 <p>等を目指す。</p>		
<p>関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>第 169 国会における 福田内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>平成20年1月18日</p>	<p>（国民の信頼を取り戻す行財政改革） 地球温暖化問題への対応を行うためにも、現行の税率を維持する必要があります。これまでの特定財源の仕組みを見直し、納税者の理解を得ながら一般財源を確保してまいります。 （給付を受ける側に立った社会保障制度の再構築） 消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。 （活力ある地方の創出） 法人事業税を見直し、地域間の税源の偏在をより小さくする暫定措置を講じ、特に財政の厳しい市町村に重点的に配分します。今後、税体系の抜本的改革に結び付けていきたいと思っております。</p>
<p>経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～</p>	<p>平成19年6月19日 （閣議決定）</p>	<p>2. 税制改革の基本哲学 （実現すべき6つの柱） （5）真の地方分権の確立 ・ 財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。 ・ 法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方税の在り方や国と地方の間の税目・税源配分（地方交付税財源を含む）の見直しなど、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。</p>	

政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築

基本目標

分権型社会を担う地方税制度の構築のために、社会経済情勢等を踏まえた税制改正を実施する。

具体的には、

- ・当国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実すること
- ・地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差を縮小すること

分権型社会を担う地方税制度の構築

地域福祉の充実等に要する財源の安定的確保

地方税の充実

参考指標：国・地方の財源配分、国民負担率の内訳の国際比較

地方間の税収格差の縮小

参考指標：地方税収の人口一人当たり税収額指数

地方税の税収の安定性の確保

参考指標：地方税収の推移、歳入総額に占める地方税の割合の推移、都道府県税及び市町村税の税収構成比

納税環境の整備、徴収体制の強化

参考指標：地方税の滞納額(累計)の推移

地方税法等改正

参考指標：地方税制改正の概要

税制調査会等における「あるべき税制」の実現に向けた議論

税制改正要望ヒアリングの実施(地方自治体からの要望を含む)

経済社会の構造変化に対応した税制の検討

海外の地方税等調査の実施

税務広報の実施、税務統計の実施

下位レベルの施策

毎年度の地方税制度の見直し

(企画課) (総務室) (都道府県税課) (市町村税課) (固定資産税課) (資産評価室)

平成20年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局課室名：自治行政局選挙部管理課 他2課

施策名	選挙制度等の適切な運用	政策体系上の位置付け
		(選挙制度等) 政策8
施策の概要	<p>社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対して調査検討を行い、その結果等を踏まえ、所管法令の整備を図ることによって、国民主権主義に則した選挙制度の確立を図る。</p> <p>選挙等の管理執行に関する統計調査等を行うことにより、選挙等の管理執行に関する問題を把握し、問題を検証することで選挙等の管理執行体制の改善を図るとともに、調査結果を踏まえた投票参加の呼びかけや制度周知により、自発的な投票参加の向上及び選挙違反の排除に努め、もって公明かつ適正な選挙執行の実現を図る。</p> <p>政治資金収支報告書の公表等の実施により、政治活動に関する国民の不断の監視と批判を可能ならしめ、政治資金の透明性確保を図る。</p> <p>以上により、民主政治の健全な発達を実現するものである。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>① 国民主権主義に則した選挙制度の確立について</p> <p>「首長の多選問題に関する調査研究会」及び「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」を立ち上げ、報告書が取りまとめられたことにより、各方面からの指摘等を踏まえて所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができ、有効性等が認められる。</p> <p>② 公明かつ適正な選挙執行の実現について</p> <p>参議院議員の任期満了が平成19年7月28日に到来することに伴い、第21回参議院議員通常選挙を執行し、選挙の管理執行の効率化及び選挙人の利便性の向上が図られつつ、滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性等が認められる。</p> <p>③ 政治資金の透明性確保について</p> <p>政治資金収支報告書の定期公表時における収支報告書の提出率については、平成17年度から平成19年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保しており、有効性等が認められる。</p> <p>(必要性)</p> <p>選挙人が選挙人の自由意思に基づいて公明かつ適正に選挙を行えること及び政治活動の公明と公正を確保することとなるため、民主政治の健全な発達に必要不可欠な施策である。</p> <p>(有効性)</p> <p>① 国民主権主義に則した選挙制度の確立について</p> <p>平成18年中に相次いだ都道府県知事の不祥事を背景に地方公共団体の長の多選制限の議論における憲法論に焦点を当て調査研究を行う「首長の多選問題に関する調査研究会」及び平成19年4月に行われた統一地方選挙における各方面からの指摘を背景に補充立候補の届出期間や決選投票制度等のあり方について検討する「補充立候補制度等のあり方に関する研究会」をそれぞれ発足させ、各方面からの指摘等を踏まえて、所管法令の問題を調査し、法令整備における一つの指針を示すことができたため、有効性が認められる。</p> <p>② 公明かつ適正な選挙執行の実現について</p> <p>第21回参議院議員通常選挙においては、投票用紙計数機等の選挙用電子機器の活用による選挙の管理執行の効率化や、期日前投票所の増加、バリアフリー対策を必要とする施設の減少</p>	

といった選挙人の利便性の向上が図られつつ、管理執行上問題となった事例も60～80件台で推移しているが滞りなく選出手続を終了することができたため、有効性が認められる。

また、様々な要因によって左右されるものであるが、投票率についても前回、前々回の通常選挙を上回った。

③ 政治資金の透明性確保について

政治資金収支報告書の定期公表時（総務大臣は、特別な場合を除き、政治資金収支報告書が提出された年の9月30日までに公表するものとされている。）における収支報告書の提出率については、平成17年度から平成19年度の3年間、例年と同水準の80%台を確保することで政治資金の透明性確保に寄与しているため、有効性が認められる。

(効率性)

参議院議員通常選挙の執行経費の基準となる「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」改正を行い、地方公共団体委託費について約30.5億円（前回基準比 5.5%減）の節減を図った。

(反映の方向性)

投票率の向上については、国民一人一人が主権者として強い自覚と高い政治意識を持って選挙に積極的に参加することができるよう、長期的視野に立って取り組んでいく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

該当無し

関係する	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	<div data-bbox="587 1218 1026 1323" style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="margin: 0;">該当なし</p> </div>		

政策8 選挙制度等の適切な運用

基本目標

民主政治の健全な発達

選挙制度、政治資金制度及び政党助成制度等を適切に運用し、民主政治の健全な発達に寄与する。

国民主義に則した選挙制度の確立

公明かつ適正な選挙執行の実現

政治資金の透明性確保

所管法令の整備

選挙違反の防止

自発的な投票参加の向上

選挙等の管理執行体制の改善

政治活動に関する国民の不断の監視と批判

社会のニーズ、選挙の執行等から明らかとなった問題に対する調査検討
参考となる指標
 ・選挙制度の調査状況等

選挙等の管理執行に関する統計調査等による現状把握
参考となる指標
 ・在外選挙人名簿登録者数
 ・国内投票率、在外投票率、年齢別投票率
 ・選挙の管理執行状況

投票参加呼びかけ

選挙等の管理執行に関する問題の検証

政治資金収支報告書の公表等の実施
参考となる指標
 ・政治資金収支報告書の公表状況等

下位レベルの施策

選挙制度等に係る調査研究

選挙等の管理執行及び普及宣伝

政治資金・政党助成制度の適切な運営

(選挙課)

(管理課)

(政治資金課)

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：行政管理局行政情報システム企画課、
自治行政局地域情報政策室

施策名	電子政府・電子自治体の推進	政策体系上の位置付け
		(電子政府・電子自治体) 政策 9
施策の概要	<p>○電子政府の推進</p> <p>「電子政府推進計画」(平成 18 年 8 月 31 日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定、平成 19 年 8 月 24 日一部改定)等に基づき、国民の利便性・サービスの向上及び IT 化に対応した業務改革を目指すものである。</p> <p>(ア) 国民の利便性・サービスの向上</p> <p>「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部決定)で掲げた「オンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」との目標を達成するため、各府省において、年間申請等件数の多い(年間 10 万件以上)手続を中心とした 165 手続を対象に策定した「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいて、集中的にオンライン利用の促進を図るものである。</p> <p>(イ) IT 化に対応した業務改革</p> <p>行政運営の簡素化・効率化・合理化を戦略的・横断的に推進するため、業務や制度の見直し、システムの共通化・一元化、業務の外部委託などを内容とする最適化計画を策定の上、業務・システムの最適化に取り組むものである。</p> <p>○電子自治体の推進</p> <p>「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、国民に身近な行政サービスを提供している地方公共団体の取組が国における電子政府構築の取組と歩調を合わせて実施されるよう、制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援を着実にやっていく。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>○電子政府の推進 (総合的評価)</p> <p>全体としてオンライン利用率の水準は依然として低く、また、年間を通じてオンライン申請が一件も利用されていない手続が全体の約半数を占めているなど、より国民の視点に立って使い勝手がよく、利便性を国民が実感できるアプローチが必要とされている。更なる効果を上げるため、取組の一層の強化が必要である。</p> <p>(必要性)</p> <p>オンライン利用率は上昇傾向にあるものの、19 年度実績で約 20% (精査中) と依然として低調であることから、利用者がオンライン利用による利便性・サービスの向上等の効果を実感できるよう、取組の一層の強化が必要である。</p> <p>また、小さな政府の実現に向けて、業務見直しやシステムの集中化などによる運用経費や業務処理時間の削減効果を明記した業務・システム最適化計画が平成 19 年度末現在 84 分野で策定されており、同計画の実施や評価など PDCA サイクルを通じた取組の更なる推進が必要である。</p> <p>(有効性)</p> <p>国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率は上昇傾向にあり、また、下記のとおり一定の効果が発現してはいるものの、19 年度のオンライン利用率は約 20% (精査中) と依然として低調であり、取組の一層の強化が必要な状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国に対する申請・届出等手続のうち、「オンライン利用促進のための行動計画」(平成 19 年 3 月改定)における利用促進対象 165 手続について、平成 19 年度の実績をみるとオンライン利用率は約 22% (精査中) となっており、同年度のオンライン利用率の目標 22% を達成している。 ・電子政府の総合窓口 (e-Gov) 全体へのアクセス件数は、年々上昇傾向で推移しており、平成 19 年度実績においては前年の 1.4 倍の 5,000 万件超となっている。 ・84 分野の業務・システム全体について、最適化計画においては、経費削減効果約 1,200 億円と試算しているが、平成 18 年度においては (平成 19 年度実績は集計中)、経費削減 	

効果が約 271 億円と当初見込んでいた約 258 億円を超える効果を上げている。

(効率性)

C I O 補佐官等連絡会議や PMO 制度を通じて、外部の専門家の知識を活用しつつ情報の集約化・共有化を図ることで、政府全体として効率的に最適化に取り組んでいるところである。

(反映の方向性)

「IT 政策ロードマップ」(平成 20 年 6 月 11 日 IT 戦略本部決定) 別添の「国の行政手続のオンライン利用促進に関する取組方針」に基づき、取組の対象手続を重点化し、新たな目標を設定するとともに、各手続ごとに添付書類の省略、手数料の引き下げ等の具体的な改善措置を定めた政府全体としての行動計画を本年 8 月末までにとりまとめ、今後はこれに基づき、オンライン利用促進方策を積極的に推進していく。

最適化の実施、実施の評価等の取組を着実に実施し、これらを含めた全体の PDCA サイクルを通じて、政府全体として、業務やシステムの見直し、効果の早期発現を推進する。

○電子自治体の推進

(総合的評価)

公的個人認証サービスの利用促進、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等について、指標の状況や総務省の取組を分析した結果、一定の有効性等があったと認められる。

今後、電子自治体の推進のために、「電子自治体オンライン利用促進指針」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「新電子自治体推進指針」等に基づき、費用対効果等に配慮しながら、各地方公共団体に共通する制度面、システム面の条件整備等に対する電子自治体構築のための支援の一層の強化が必要である。

(必要性)

電子自治体を推進するにあたっては、現在、地方公共団体において電子化の整備や業務・システムの効率化、情報漏洩などへの対策の実効性が十分とはいえず、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていないといった課題がある。

総務省ではこれに対応するため、平成 19 年 3 月に策定した「新電子自治体推進指針」に基づき、2010 年までに利便・効率・活力を実感できる電子自治体を実現するために、行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化などを重点的に取り組み、また、情報セキュリティ対策の強化などによる信頼性・安全性の確保を推進することによって、地方公共団体の情報化の推進を実施していく必要がある。

(有効性)

行政サービスの高度化、行政の簡素化・効率化、信頼性・安全性の確保について、オンラインの利用促進、共同アウトソーシング等の推進状況、住基ネットの利用状況とこれによる事務の効率化、地方公共団体の情報セキュリティ対策の推進状況等を見ると、概ね有効性があったと認められる。

例えば、総務省では、公的個人認証に対応した電子申請システムについて、利用促進を図るために、信頼性の確保及び利便性の向上のための取組を平成 19 年度においても引き続き実施したところであり、指標「市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率」を見ると、市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率は、平成 19 年度 32.8%と前年より進展していることから一定の有効性が認められる。

(効率性)

総務省では、電子自治体に関する施策の企画立案や財政措置等を行い、地方公共団体が電子自治体関連施策を推進する際の参考として「新電子自治体推進指針(平成 19 年 3 月 20 日)」等を示して情報提供を行うなど、各地方公共団体が各々独自に取り組むよりも効率的に、政府の「世界一便利で効率的な電子行政」を実現するという目標を実現するための取組を行っている。

また、平成 19 年度において、電子自治体に関連する事業のうち、政府方針や地方公共団体の現状に鑑みて、「地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発」については、費用対効果が見込まれない事業の廃止を行ったところである。

(反映の方向性)

自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図るため、行政サービスの高度化については、地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率等をみると、一定の有効性が認められるものの、十分とは言えないことから、今後、政府方針等を踏まえ、地方公共

団体に対する支援を一層強化することが必要である。また、行政の簡素化・効率化及び信頼性・安全性の確保については、地方公共団体においてその取組が着実に浸透してきているといえることから、引き続き推進していく必要がある。今後は、政府方針や地方公共団体の現状を踏まえつつ、費用対効果に配慮しながら、電子自治体オンライン利用促進指針等を踏まえた地方公共団体におけるオンライン利用促進等に係る予算措置等を一層強化することにより、地方公共団体の支援を行っていく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

基本目標	主な指標	目標値	目標年度	17年度	18年度	19年度	基本目標・指標の設定根拠・考え方
電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る。	国に対する申請・届出等手続のオンライン利用率	50 % 以上	22 年度	11.3%	15.3%	約 20% (精査中)	電子政府の推進による国民の利便性・サービスの向上、IT 化による業務改革への取り組みの状況を示す申請・届出等手続におけるオンライン利用率などの指標の状況により本施策の進行管理をするものである。目標値及び目標年度は「IT新改革戦略」に基づくものである。
	電子政府の総合窓口 (e-Gov)	—	—	約 2,700 万件	約 3,700 万件	約 5,200 万件	
	最適化計画の策定状況	—	—	最適化計画 76 分野を策定済	最適化計画 83 分野を策定済	最適化計画 84 分野を策定済	
	調達指針に基づき、各府省の調達計画書及び調達仕様書について助言等のモニタリングを行った件数	—	—			26 件	
行政分野への IT の活用とこれに併せた業務や制度の見直しを進め、国民の利便性及びサービスの向上と行政運営の簡素化、効率化を図る。	地方に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率 (電子自治体オンライン利用促進指針で選定した対象手続に係る利用率)	50%	22 年度	11.3%	17.5%	集計中	電子政府・電子自治体の推進については、国民の利便性・サービスの向上、IT 化による業務改革を目標として取り組まれるものであることから、当該政策に係る国民の利用環境や業務・システムの効率化の状況を示す左記指標により評価するものである。
	市町村における公的個人認証に対応した電子申請システムの整備率	100%	22 年度	—	31.5% (都道府県は 100%を達成)	32.8% (都道府県は 100%を達成)	

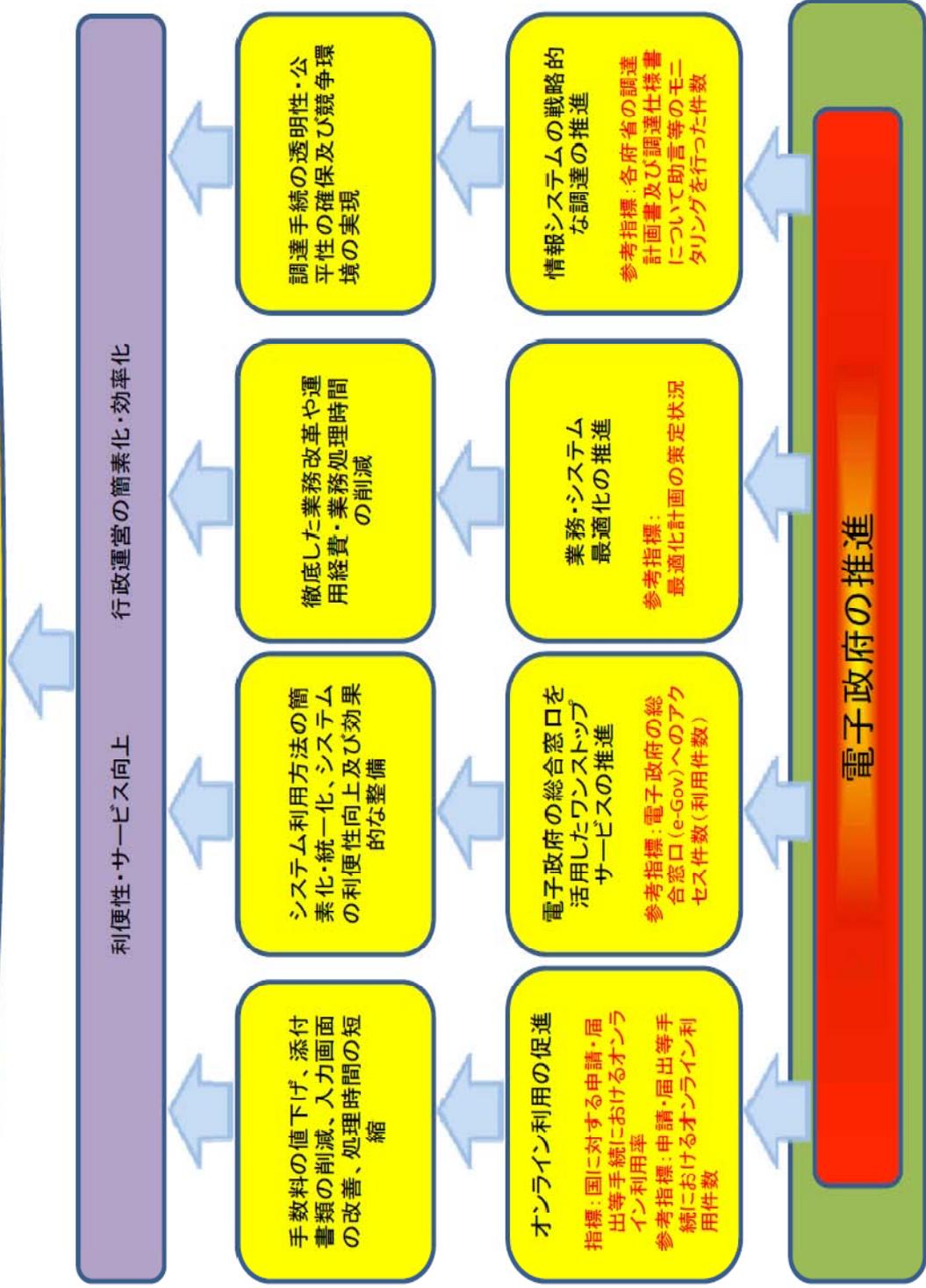
関係する施政方針	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)
施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	第 169 回国会 総理施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	地方の元気は日本の活力の源です。昨年 11 月に取りまとめた「地方再生戦略」に基づき、地方の創意工夫を活かした自主的な取組を、政府一体となって強力に後押ししてまいります。

政策9 電子政府の推進

基本目標

電子政府の推進により、利用者にとって使いやすく、利便性を実感できるサービスを実現するとともに、簡素で効率的な政府の実現を図る

利便性を実感できるサービスの実現、簡素で効率的な政府の実現

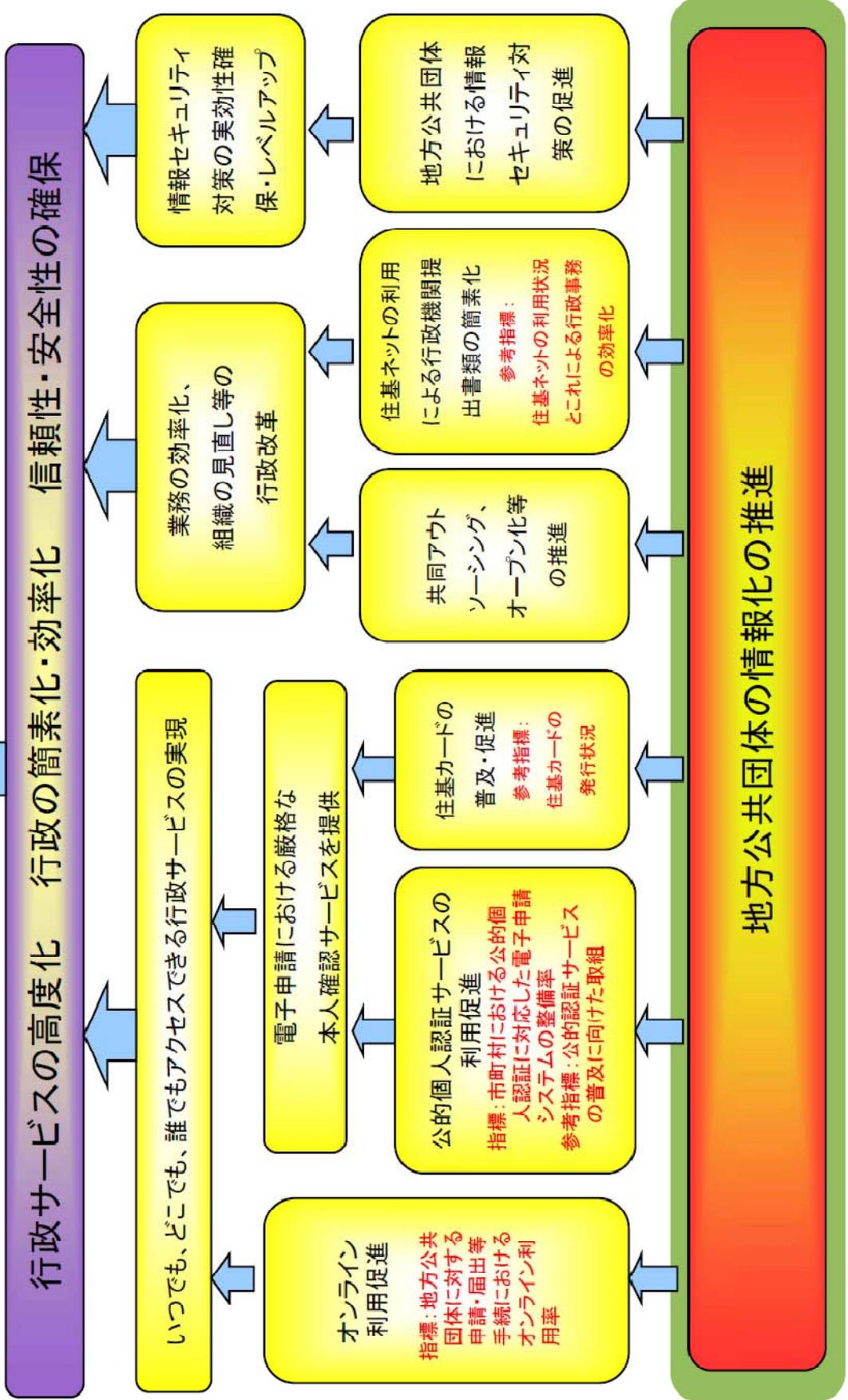


政策9 電子自治体の推進

基本目標

電子自治体の推進による便利で効率的な行政の構築により、自治体行政の効率化・住民サービスの向上を図る。

自治体行政の効率化・住民サービスの向上



平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：情報通信政策局技術政策課、通信規格課

施策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	政策体系上の位置付け
		情報通信（ICT 政策）政策 10
施策の概要	<p>厳しい財政状況の中、限られた研究開発予算を有効活用し、より多くの研究成果を産み出し、これら成果を実用化へ結びつけていくことが強く求められており、UNS 戦略プログラムに基づき、重点領域の研究開発及び競争的資金制度による研究開発を推進するとともに、当該研究開発成果の普及による国際競争力の確保を図るため、情報通信技術に関する標準化を積極的に推進する。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>専門家による評価の結果、平成 19 年度に実施された全ての研究開発課題について「成果あり」との結果が得られており、目標（毎年度 80%以上）を達成している。なお、平成 19 年度においては、重点的研究資金制度および競争的研究資金制度により 161 件の研究開発事業が、総額約 110 億円の予算により実施され、論文数が 1,013 件（概数）、特許申請数が国内外を合わせ 280 件（概数）に上り、あらかじめ設定した目標値を達成しているなど、着実な成果が見られる。</p> <p>また、「戦略的情報通信研究開発推進制度（国際技術獲得型研究開発）」などの実施によって、ITU、IETF 等への標準提案が 90 件に上り、あらかじめ設定した目標値を達成するなど、着実な成果が見られる。</p> <p>（必要性）</p> <p>研究開発については、これまで民間が大きな役割を果たしてきたが、比較的リスクの高い基礎研究から製品開発に重点が移りつつあるなど、我が国の技術競争力は欧米に比べて全体的に低下傾向にある。このため、国際競争力の向上を図るべく、国が基盤的な技術の研究開発を推進することが必要である。</p> <p>また、これら研究開発成果を基に「国際標準」を獲得することにより、我が国の国際競争力を向上させる取組も必要である。</p> <p>（有効性）</p> <p>平成 19 年度に実施された研究開発事業の成果は、『ユビキタスネットワーク（何でもどこでもネットワーク）技術の研究開発』など、「国際競争力の強化」等の目標達成に資するものであり、有効性が認められる。</p> <p>また、我が国に有益な国際標準を獲得していくために海外との連携を強めて行くことなどにより、情報通信に関する標準化の推進を図ることは、国民の利便性を向上し、我が国の技術水準を維持・向上するものであり、有効性がある。</p> <p>（効率性）</p> <p>平成 19 年度に実施された各研究開発課題は、総務省および研究実施機関自らの工程管理に加えて、情報通信技術に精通している外部専門家等による外部評価を受け入れて一層の効率化を図りながら遂行されており、多くの課題において効率的に研究開発が進められているとの評価を得ている。</p> <p>また、ITU で開催される会議に合わせ、多くの寄書を提出し、迅速な承認手続を活用して勧告</p>	

化を進めている。その際、各国から単独に国際標準化の提案をする場合に比べ、他国と連携（特に APT 共同提案）した場合、その勧告化の可能性が高くなるなどの効果が見込めるため、次世代ネットワーク (NGN) など我が国にとって重要な検討課題について他国との連携を強化するなど、標準化の獲得に向けて効率的な業務を行った。

(反映の方向性)

- ・技術変化が激しい情報通信分野における新たな研究開発課題に対し、我が国の国際競争力を強化するとともに、ユビキタスネットワーク社会の実現に資するよう、積極的かつ柔軟に取り組む必要がある。本年6月に情報通信審議会から答申された研究開発戦略を踏まえ、研究開発課題の重点化を図るとともに、明確化された研究開発目標をもとに研究開発を効率的に推進する。
- ・我が国の国際競争力を強化するため、本年6月に情報通信審議会から答申されたICT研究開発・標準化戦略を踏まえて、日本からの国際標準提案の促進、標準化活動に携わる若手人材の育成などの支援策を通じ、情報通信分野における標準化活動に戦略的に取り組んでいく必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

指標名	目標値 (目標年度)	実績値			分析の視点
		17年度	18年度	19年度	
論文数	1 課題あたり 1 件以上 19年度 (単年度)	988 件 (166 課題)	998 件 (161 課題)	1,013 件 (概数) (161 課題)	実施された研究開発に基づく成果が出ているか。また、その成果が第三者にPRされているか。
専門家による評価において成果ありと評価される割合	90% 19年度 (単年度)	100%	99%	100%	実施された研究開発が第三者である外部専門家の目から見て有用なものであったか。
ITU、IETF等における標準提案の件数	20件 19年度 (単年度)	36件	64件	90件	研究開発成果の国際標準化に向けた取組が行われているか。

関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策（主 なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	第169回国会における 福田内閣 総理大臣施政方針演説	平成20年1月18日	これからの日本の成長を支える研究開発に重点的に予算を配分する
	第166回国会における 福田内閣 総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	革新的な技術、製品、サービスなどを生み出すイノベーションと、アジアなど世界の活力を我が国に取り入れるオープンな姿勢により、成長の実感を国民が肌で感じることができるよう、新成長戦略を力強く推し進めます。
	第164回国会における 福田内閣 総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	「科学技術創造立国」の実現に向け、国全体の予算を減らす中、科学技術の分野は増額し、第三期基本計画を策定して研究開発を戦略的に実施してまいります。

政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進

基本目標

ユビキタスネットワーク社会の実現に向けた
情報通信技術の研究開発・標準化を推進する。

ユビキタスネットワーク社会の実現

研究開発成果の普及や新たなICT製品・サービスの展開を通じた

・国際競争力の強化 ・安心・安全な社会の確保 ・知的活力の発現 ・地域の活性化

研究開発の推進による

- ① 将来の新たな市場の創出
- ② 情報通信技術のシーズ創出
- ③ 世界をリードする知的財産の創出

- ④ ブレークスルーの促進
- ⑤ 研究開発力の向上
- ⑥ 研究者のレベルアップ

国際標準化の推進による

- ① 新たなICT市場の創出・拡大
- ② 製品展開の優位性確保
- ③ 特許ロイヤリティ収益力の向上

重点領域の

研究開発の推進

指標: 論文数、専門家による
評価において成果ありと
評価される割合

競争的資金制度に
よる研究開発の推進

指標: 論文数、専門家による評価に
おいて成果ありと評価される割合

情報通信分野における
標準化活動の強化

指標: ITU、IETF等における標準提案の件数

情報通信技術の
研究開発の推進
(技術政策課)

情報通信技術の
標準化の推進
(通信規格課)

平成20年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局課室名：総合通信基盤局電波利用料企画室

施策名	電波利用料財源電波監視等の実施	政策体系上の位置付け (情報通信(ICT政策))政策14
施策の概要	<p>電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。</p> <p>また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。 ・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。 ・電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。 ・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。 ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。 ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。 ・電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。 ・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。 ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。 ・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用共益事務は、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものであるため行政が実施し、その必要性は認められる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加していることから、有効性があると認められる。 ・新たな無線システムの導入状況は、電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。 ・重要無線通信妨害への対応状況は、これを排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。 	

- ・不法無線局、違法無線局への対応状況は、電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用環境の保護のための周知・啓発活動状況は、電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況は、申請者の利便性の向上を図り電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加しており、有効性があると認められる。
- ・電波資源拡大のための研究開発の実施状況は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。
- ・周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況は、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線システム普及支援事業実施状況は、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。

(効率性)

電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、事前に効率性についての検討を実施し、事業を実施しているものである。

(反映の方向性)

電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。

関係する	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）	平成18年3月31日	電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。

政策14 電波利用料財源電波監視等の実施

基本目標

電波の適正な利用の確保

電波の適正な利用の確保に関し、電波監視等無線局全体の受益を直接的な目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進する。

電波利用の適正化 電波の有効利用の促進 電波利用の拡大

混信・妨害の排除

無線局申請処理の迅速化、効率化、周波数利用可能性の公表等による申請者の利便性向上

不法無線局の探査・取締り
 参考指標: 不法・違法無線局への対応状況、重要無線通信妨害への対応状況、電波利用環境保護のための周知・啓発活動

電波資源の拡大

周波数の効率利用、共同利用、未利用周波数帯の研究開発
 参考指標: 電波資源拡大のための研究開発の実施状況

電波の逼迫状況解消

参考指標: 新たな無線システムの導入状況

電波のより能率的な利用に資する技術基準の策定
 参考指標: 周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況

電波不感地帯での携帯電話用有線伝送路の整備
 参考指標: 無線システム普及支援事業の実施状況

電波監視業務の実施

電波監視施設の維持運用

(監視管理室)

総合無線局監視システム構築・運用

(電波利用料企画室)

電波資源拡大のための研究開発

(電波政策課)

周波数逼迫対策技術試験事務

(電波政策課)

特定周波数変更対策業務

(デジタル放送受信推進室)

無線システム普及支援業務

(移動通信課)

下位レベルの施策

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：総合通信基盤局国際部国際政策課 他 6 課室

施策名	ICT 分野における国際戦略の推進	政策体系上の位置付け (情報通信 (ICT 政策)) 政策 15
施策の概要	<p>政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等を図る。また、多様な手段を用いた我が国 ICT に関する情報発信及び国際動向の調査を実施することにより、国際的な相互理解の増進及び我が国 ICT 企業の海外展開支援を図る。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価)</p> <p>本政策について指標の達成状況を見ると、平成 19 年度に目標年度を迎えた全ての指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて取組が進行していることがわかり、政策の基本目標に向け着実に取組効果が現れていることが認められる。</p> <p>二国間・多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、ICT 分野における国際的な課題解決、連携強化等について、国際的な互惠関係の構築に向けて成果が上がっており、引き続き取り組んでいく必要がある。また、我が国 ICT に関する戦略的情報発信等を実施するとともに、国際機関に対して標準化活動等で主導的な役割を果たすことにより、我が国 ICT 企業の海外展開支援の推進等について、我が国 ICT 産業の国際競争力ある産業への誘導が進んでいる。今後は、より一層の海外展開支援として施策を総合的に展開していく。</p> <p>(必要性)</p> <p>二国間及び多国間関係への対応、アジア各国等との協力等により、二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献は、政府間等の協議など行政が実施することが不可欠な分野であるとともに、ICT 分野における国際的な課題や気候変動等の社会的諸課題が存在しているため、引き続きの対応の必要がある。また、戦略的情報発信、国際機関に対する財政的・人的支援等を通じた ICT 分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進は我が国の成長力の強化に資するため、より一層推進していく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>二国間・多国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換については、国際的な課題等の共有、貿易問題の深刻化の事前解決等が図られるとともに、今後の国内政策の企画・立案へのフィードバックが行われており、成果が上がっている。</p> <p>また、アジア諸国との間での ICT 分野での協力関係の推進、人材育成及び国際共同実験の実施状況も、期待される成果が上がっている。</p> <p>更に、ICT 国際競争力強化につながる、海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況についても、確実に成果が上がっているところであり、有効性が認められる。</p> <p>(効率性)</p> <p>ICT 分野における国際的な課題については、国際機関において重要なポストに我が国からの候補を輩出し、イニシアティブを取ることで貢献を行うとともに、政策協議、国際会議への参画等の二国間及び多国間関係への対応、国際共同実験の実施等により、国際的な互惠関係の構築を効率的に図っている。また、国際競争力強化に向けた海外展開支援活動等の推進について、地上デジタル放送、モバイル、次世代 IP ネットワーク等の分野を定めて重点的に取組を行うとともに、官民合同でセミナー・シンポジウムを実施するなど国と民間との連携を図ることにより、</p>	

民間が個別に蓄積しているノウハウを活用しつつ、効率的な施策推進を図っている。

(反映の方向性)

二国間・多国間での協議等については課題解決及び情報共有が図られている。引き続き気候変動へのICT分野の貢献等の国際的な課題に対応していく。アジア各国等への協力については協力関係の構築及び人材育成の成果が上がっており、今後も着実に推進していく。我が国ICT産業の一層の海外展開支援のため、戦略的情報発信を拡充することとする。高度ICT共同実験については一定の成果が得られたため実施体制の見直しを行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

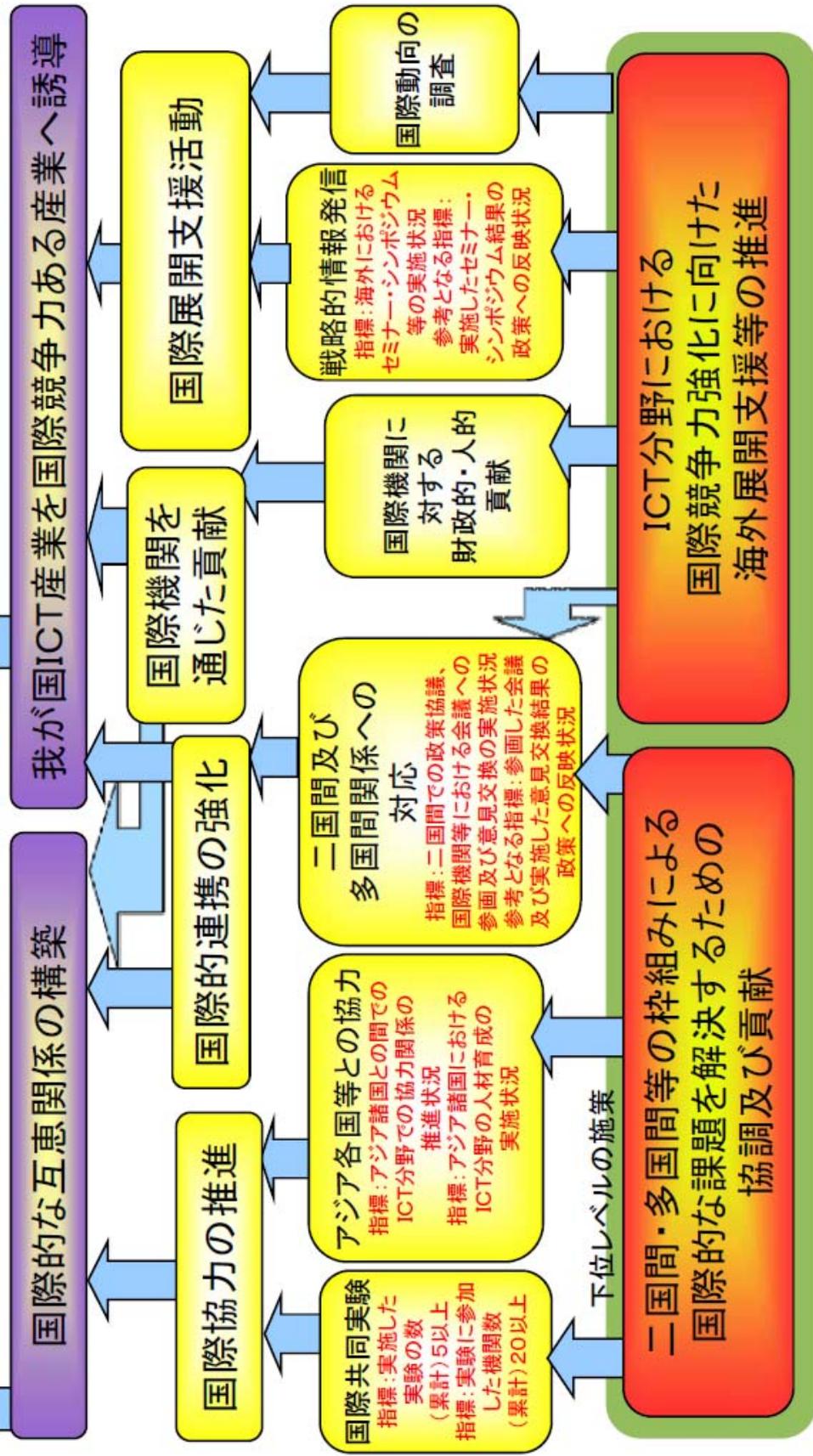
指標等	目標値	目標年度	17年度	18年度	19年度
二国間での政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	国際会議への参画及び意見交換の実施	19年度 (単年度)	・世界情報社会サミット(WISIS)に参加 ・APEC第6回電気通信・情報担当大臣会合に参加 ・ASEAN+3電気通信及びIT担当大臣会合に出席等	・ITU全権委員会に出席 ・ASEM ICT閣僚会合に出席、 ・ASEANとの電気通信及びIT担当大臣会合に出席 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加 ・日仏ICTシンポジウムを開催等	・APT事務局長に我が国の擁立候補が当選 ・次世代移動通信システムについて研究委員会の議長に我が国の擁立候補が当選 ・APEC、OECDのICT関係会合への出席及びEU、英、豪、加等との政策協議の実施 ・米・EUとの経済協議の実施 ・インターネットガバナンスフォーラムに参加等
アジア諸国との間でICT分野での協力関係の推進状況	10カ国以上	20年度	累計9カ国	累計12カ国	累計13カ国
アジア諸国におけるICT分野の人材育成の実施状況	3000人	20年度	766人	594人	653人 (累計3,647人)
海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施状況	海外におけるセミナー・シンポジウム等の実施	19年度 (単年度)	—	—	・地上デジタル放送方式についてはチリ、アルゼンチン、フィリピン等、次世代IPネットワーク及びワイヤレス分野についてはベトナム、マレーシア等に総務大臣等が採用・普及の働きかけを実施
国際情報ハブ形成のための高度ICT共同実験の実施状況	実施した実験の数(累計)5以上 実験に参加した機関数(累計)20以上	20年度	—	—	・遠隔教育システム(2実験)、超高精細医療画像の伝送技術(2実験)及びIP電話の国際相互接続の実証実験等の5実験を実施し、アジア諸国の大学、民間企業等の23機関が参加

関係する	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
施政方針演説等内閣の重要なもの	ICT新改革戦略	平成18年1月19日	II 3. 課題解決モデルにおける日本のプレゼンスの向上
	重点計画-2006	平成18年7月26日	3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献
	ICT新改革戦略 政策パッケージ	平成19年4月5日	3. (1) イ(ウ) ICT産業の国際競争力強化等
	重点計画-2007	平成19年7月26日	II 1. 3 ICT産業の国際競争力強化等 III 3. 1 国際競争社会における日本のプレゼンス向上 III 3. 2 課題解決モデルの提供による国際貢献

基本目標 二国間・多国間の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援を通じて、グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献を目標とする。

政策15 ICT分野における国際戦略の推進

グローバルな高度情報通信ネットワーク社会実現への貢献



(国際協力課) (多国間経済室) (通信規格課) (国際政策課) (事業政策課)
 (国際政策課) (国際経済課) (国際機関室)

平成20年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局課室名：郵政行政局企画課他 5課室

施策名	郵政行政の推進	政策体系上の位置付け (郵政行政) 政策16
施策の概要	<p>郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保するため、「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可等を行うとともに、日本郵政公社（承継会社等）の行政指導、業績評価等を行い、郵政事業の適正かつ確実な実施を確保した。</p> <p>信書便事業への新規参入の促進及び信書便に関する利用者の認知度の向上を図るため、周知・広報活動を実施した。また郵政民営化や諸外国の郵便制度改革など郵便及び信書便分野における新たな展開を踏まえ、郵便・信書便制度全般について包括的・抜本的に見直すための検討を行った。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上やサービスの多様化の確保のため、UPU（万国郵便連合）等の議論に我が国の政策を反映させるよう努めた。そのために人的貢献や財政的貢献も行った。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて、郵政事業の適正かつ確実な実施を促し、所期の成果を達成した。</p> <p>国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様化の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推進する目的で、人的・財政的にも貢献した。</p> <p>平成19年度において、信書便事業者は合計253者となるなど、信書便事業への参入は着実に進んでいる。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められている。これらのことから、基本目標である、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じたサービスの一層の多様化等の実現に向けた取組が行われている。</p> <p>(必要性)</p> <p>総務省では、郵政民営化の確実かつ円滑な実施のため、日本郵政公社及び承継会社等に対する報告徴求及び行政指導等の監督などの措置が必要である。また、国際郵便については、UPU（万国郵便連合）やAPPU（アジア太平洋郵便連合）等の国際会議に出席し、国際協調を図りながら、国際郵便の取扱いに関する取決め等へ我が国の政策を反映させる必要がある。さらに、信書便分野においては、競争を促進しサービスの多様化等を図ることにより利用者の選択の機会を拡大するため、信書便事業に関する周知・広報活動及び制度の見直しは行政が実施すべきであり、必要性が認められる。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本郵政公社の中期経営目標の達成状況の評価、報告徴求等の監督、郵政民営化に向けた取組など必要な措置を講じて郵政事業の適正かつ確実な実施を促したといえるので有効性が認められる。 ・国際郵便サービスにおける利用者利便の向上、サービスの多様化の確保のため、我が国の国際郵便に係る政策を国際郵便の取扱いに関する取決め等に確実に反映させるべく、各種会合に積極的に参画した。また、関係国際機関、関係国間との良好な関係のもと、国際郵便に関する政策協調を推 	

進する目的で、人的・財政的にも貢献しており、有効性が認められる。
 ・信書便事業への参入は着実に進展。また、「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、11月に「中間報告」が取りまとめられるなど、ユニバーサルサービスが確保され、競争促進により多様で良質なサービスが提供されるような制度の検討が進められており、一定の有効性が認められる。

(反映の方向性)

日本郵政グループ各社等において、コンプライアンスの問題が大きな課題となっており、報告徴求等の監督を通じて、引き続き郵政民営化の確実かつ円滑な実施を確保する必要がある。

UPU大会議の結果を踏まえ、引き続き、国際郵便分野における国際協調の推進による利用者利便の向上等に資するよう取り組む必要がある。

引き続き、信書便制度の一層の周知を図るとともに、適正な業務運営の確保のための措置を講ずるなど、本政策の実効性を高める必要がある。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

主な指標	17年度	18年度	19年度
UPU活動への人的貢献(職員の派遣)	1名	1名	1名
UPU活動への財政的貢献(分担金)	175百万円 (1,968千スイフラン)	173百万円 (1,968千スイフラン)	191百万円 (2,031千スイフラン)

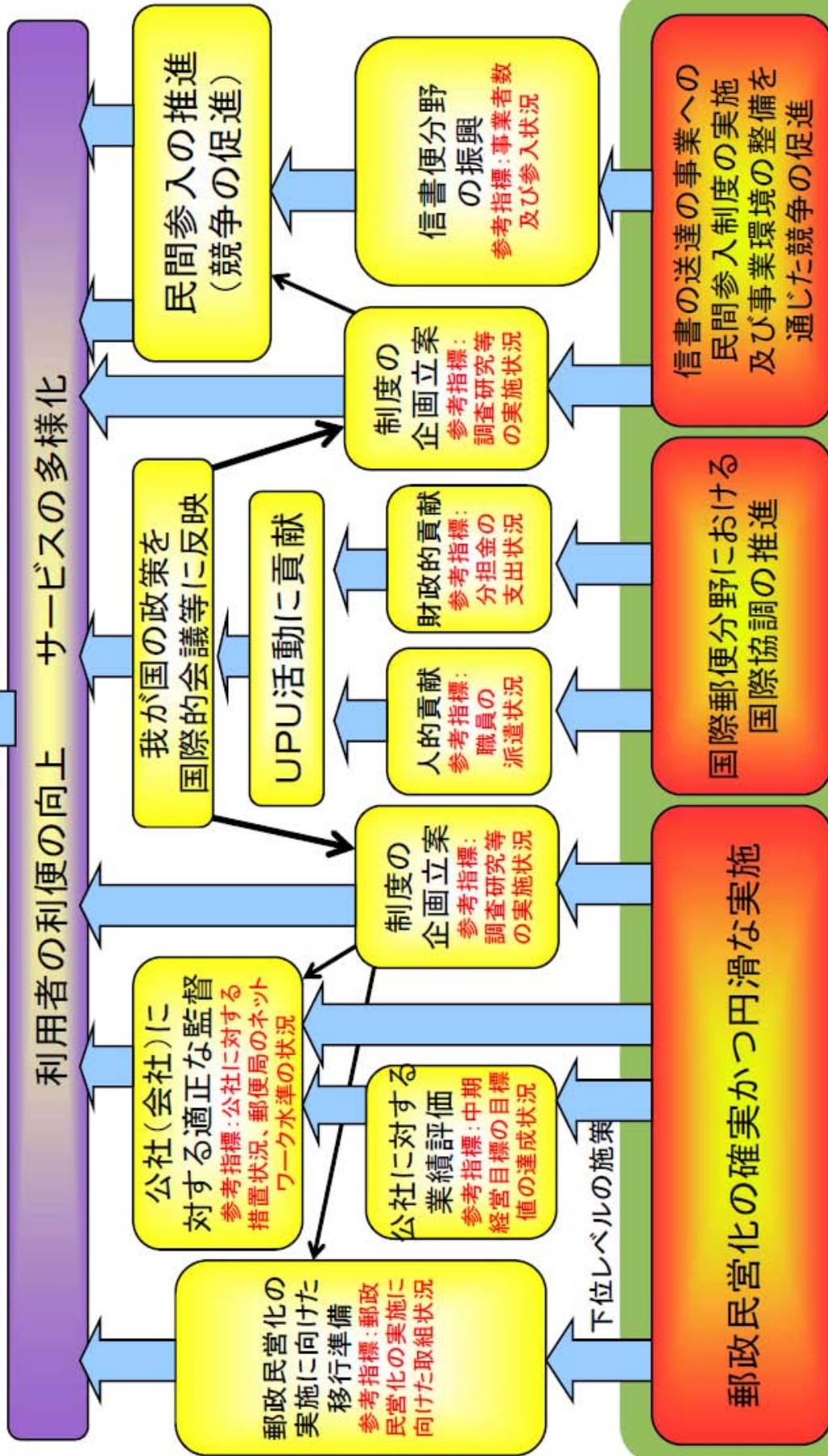
主な指標	17年度	18年度	19年度	主な指標	17年度	18年度	19年度	
信書便事業者数	159	213	253	信書便事業者	48	57	42	
1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)	132	176	206	の参入状況	1号役務(90cm超又は4kg超の信書便物の送達の役務)	44	45	31
2号役務(3時間以内の送達の役務)	63	77	96	2号役務(3時間以内の送達の役務)	14	17	19	
3号役務(1,000円超の料金の役務)	73	101	124	3号役務(1,000円超の料金の役務)	23	29	22	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第168回国会における福田内閣総理大臣の所信についての演説	平成19年10月1日	利用者の方に不便をおかけしないよう、着実に推進します。
	第168回国会(臨時会)総務委員会における総務大臣所信表明	平成19年10月18日	信書便事業については、郵便のユニバーサルサービスに支障がないことを前提としつつ、諸外国の動向も踏まえ、競争の促進に努めてまいります。
	第169回国会(常会)総務委員会における総務大臣所信表明	(衆議院) 平成20年2月19日 (参議院) 平成20年3月25日	今後とも、各承継会社において、過疎地を含む郵便局のネットワーク水準やサービス水準の維持、コンプライアンスの徹底、経営の健全性の確保が確実になされ、国民の皆様にご満足いただける民営化となるよう努めてまいります。 また、本年7月開催予定の第24回万国郵便大会議においては、世界郵便戦略の策定や条約改正が予定されておりますが、これに積極的に貢献してまいります。

政策16 郵政行政の推進

基本目標：郵政民営化における確実かつ円滑な実施を図るとともに、郵便・信書便分野における事業環境の整備を通じ、サービスの多様化等の実現を目指す。また、郵政分野における国際競争力強化の観点から、多国間・二国間協議等を通じた新たな国際規制・国内制度の整備等、戦略的な政策対応を推進する。

郵政行政の推進



(企画課、郵便課、国際企画室、貯金保険課、検査監理官)

(国際企画室)

(信書便事業課)

平成 20 年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成 20 年 7 月

担当部局課室名：消防庁総務課 他12課室

施策名	消防防災体制の充実強化	政策体系上の位置付け (国民生活と安心・安全) 政策 20
施策の概要	国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な施策を実施する。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>[総合的な評価]</p> <p>本施策について、指標の達成状況をみると、平成 19 年度に目標年度を迎えた指標のうち過半数の指標において目標を達成し、その他の指標についても目標年度に向けて着実に取組が進行していることがわかり、施策の基本目標に向け着実に取組の効果が現れていることが認められる。</p> <p>「緊急消防援助隊の隊数」や「救急救命士の配置された救急隊の割合」、「救急自動車に占める高規格の救急自動車の割合」など、国と都道府県、消防本部の連携による取組に係る指標については目標達成に向けた進捗率が高く、政策を推進することで消防防災組織体制が着実に強化されていることがわかる。</p> <p>国民（事業者も含む）と行政の連携による取組については、「特定違反對象物数の改善」など目標達成している指標もあるが、「消防団員数」や「危険物施設における事故件数」など目標の達成に至らなかった指標もある。</p> <p>大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会の構築には、国民と行政の連携が重要である。そのため、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための取組を一層強化していく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>近年、地震、集中豪雨等の自然災害や火災、事故等により、各地で大きな被害が発生しており、その態様も多様化、大規模化の傾向を示している。また、テロや武力攻撃等による災害の発生も危惧されているところである。</p> <p>こうした災害などに揺るがない社会の構築のためには、行政と国民が一体となった、消防防災・危機管理体制を強化することが必要である。</p> <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害等が発生した場合に全国規模での消防応援を行う緊急消防援助隊は、平成 20 年度末の登録部隊数の目標、4,000 隊に向け、平成 20 年 4 月 1 日現在で 3,960 隊（対前年比 209 隊増）と順調に進捗していることから、施策の有効性が認められる。 ・救急搬送時に質の高い救急救命処置が行えるよう救急隊への救急救命士の配置を推進しているところである。平成 19 年 4 月現在で救急救命士が配置された救急隊の割合は 86.3%（対前年比 3.9% 増）となっており、平成 23 年度に目標としている 90%に向けて着実に進行していることから施策の有効性が認められる。 ・都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数は平成 19 年度で 72 件（対前年度比 37 件増）とであり、有事の際に迅速に国民保護措置ができる体制が着実に整備されていることから、施策の有効性が認められる。 ・特定違反對象物（床面積 1,500 m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が 11 以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）は火災発生時における人命の危険性が大きいことから、違反是正の指導をしてきたところであるが、平成 19 年度当初で 168 件と前年同期より 14 件減少したことから、施策の有効性が認められる。 ・地域防災力の中核的存在である消防団の団員数は平成 19 年 4 月現在で 892,893 人と前年同期より 7,114 人の減少となっている。これは、新任団員（6 万人程度）を上回る団員が退職したことによるものである。退職団員数をカバーするには至っていないが、前年度と比べ減少幅が小さくなっていることから、消防団員確保の取組に有効性が認められる。 ・ひとたび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす危険物施設における火災・漏えい事故の件数は、平成 19 年には 603 件と前年比で 5 件増加した。こうした中、平成 20 年 5 月 28 日に消防法を改正し、市町村長等が危険物流出等の事故原因調査を実施できるようにするなど、危険物事故の減 	

少につながる有効な施策を打ち出したところである。

(効率性)

消防防災・危機管理に係る施策においては、実際に災害発生時の対応を効率的に行う必要がある。例えば、大地震等の大規模災害が発生した際の効率的な情報伝達のため、市町村防災行政無線や全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を着実に推進している。また、増大する救急需要対策として、消防機関が認定する民間患者等搬送事業者を活用したり、地域の実情に応じた119番通報受信時の救急現場における緊急度・重症度の選別（トリアージ）の導入を促進するなど、業務の効率化を推進している。

[今後の課題、取組の方向性]

社会情勢に応じ、消防防災・危機管理に係る制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施してきたところである。

近年の政策的な主な課題としては、まず、消防法等の制度改正を行った事案に対する制度の定着が挙げられる。大規模・高層の防火対象物の管理者に、消防計画の作成及び自衛消防組織の設置を義務付けた平成19年度の消防法の改正や、住宅に住宅用火災警報器等の設置を義務付けた平成16年度の消防法の改正などで制定した制度等を、いかに定着させていくかが課題である。

また、大規模災害やテロ・武力攻撃等に対する、組織体制の強化が課題としてあげられる。緊急消防援助隊の拡充や消防の広域化の推進、消防団員数の増加、救急需要への対応など、国・地方を通じた組織体制の拡充が課題となっている。

さらに、国民への消防防災・危機管理に対する認識と理解を向上させるための普及・啓発活動も重要な課題となっている。

これらの課題に対し、消防庁では引き続き、効果的な施策を検討するとともに、制度の立案、組織体制の整備、普及啓発活動等を実施し、総合的な消防防災・危機管理に係る施策を推進していく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

【緊急消防援助隊の隊数】

	18.4	19.4	20.4
隊数	3,397	3,751	3,960

(目標：概ね4,000隊(20年度))

【救急救命士の設置された救急隊の割合】

	17.4	18.4	19.4
割合(%)	78.2	82.4	86.3

(目標：全救急隊の90%(23年度))

【都道府県・市町村における国民保護訓練の実施件数】

	17年度	18年度	19年度
訓練実施件数	9	35	72

(目標：実施件数の向上(対前年度比))

【特定違反對象物数の改善】

	18年度当初	19年度当初
特定違反對象物数	182	168

(目標：特定違反對象物数の減少(対前年度比))

【消防団員数】(人)

	17.4	18.4	19.4
消防団員数	908,043	900,007	892,893

(目標：消防団員数の増加(対前年度比))

【危険物施設における事故件数】(件)

	18年	19年
件数	598	603

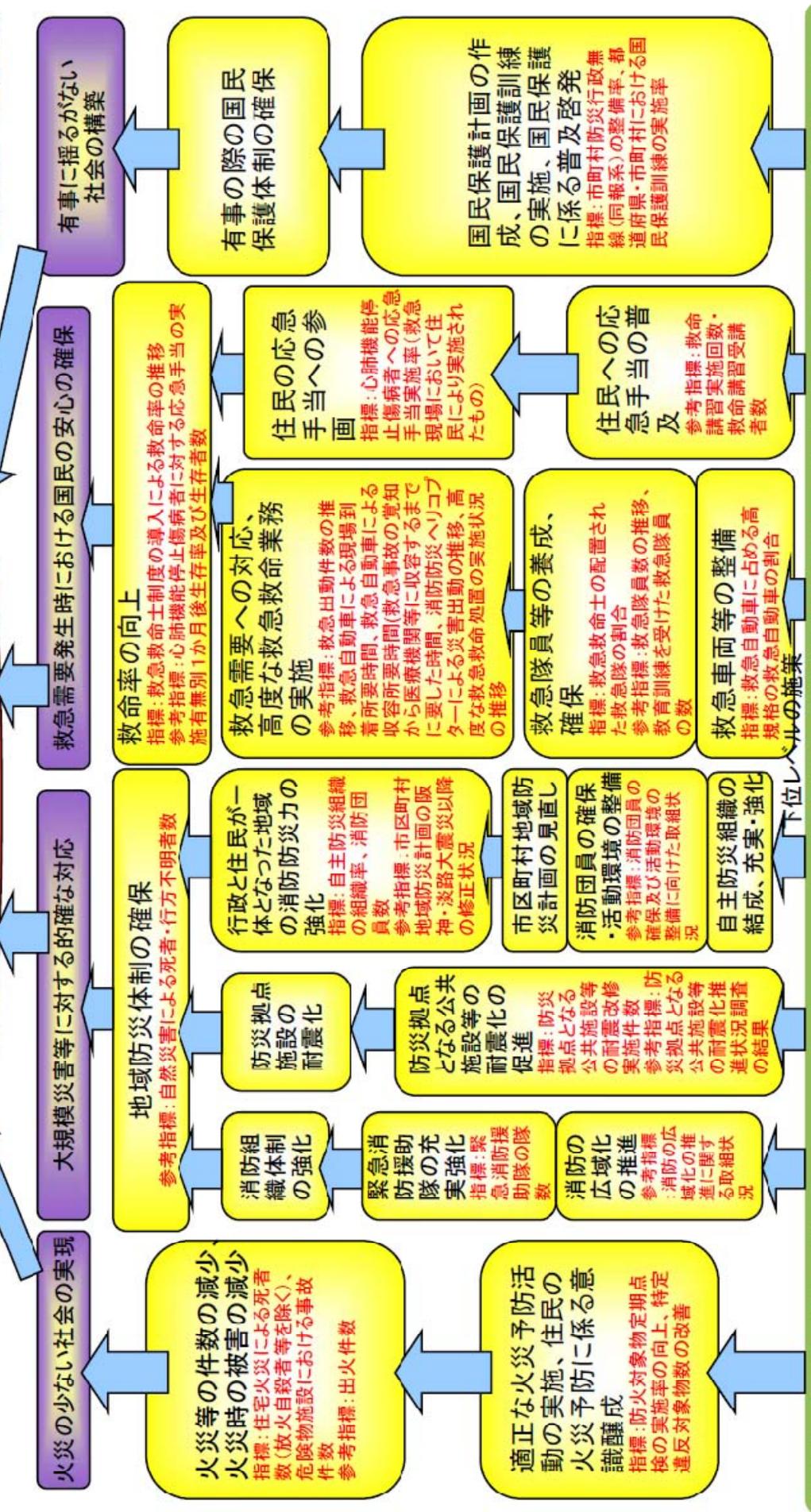
(目標：事故件数の低減(対前年度比))

関係する 施政方針 演説等内 閣の重要 政策(主 なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の 基本方針2007 (閣議決定)	平成19年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・G8北海道洞爺湖サミット等を見据えつつ、テロ等の未然防止と緊急事態発生時の対処に万全を期する。(一部略) ・有事に備えた国民保護施策を推進する。(一部略) ・大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪等への対策を推進する。また、消防等地域の災害応急対応力の充実を図る。(一部略) ・災害情報共有システム等の治安・防災等に資する科学技術の研究開発・利活用を図る。(一部略)

政策20 消防防災体制の充実強化

基本目標 消防組織の体制強化や大規模災害への備え、火災予防対策、地域防災力の強化等、総合的な消防防災対策を積極的展開することにより、大地震等の大規模災害や大事故・テロに揺るがない社会を構築し、国民の安心・安全を維持・向上させる。

国民の安心・安全の確保



火災予防対策の強化 (予防課、消防技術政策室、危険物保安室、特殊災害室)

地域防災力の強化 (防災課、消防・救急課、応急対策室、参事官、消防技術政策室)

救急業務の充実・高度化 (救急企画室、応急対策室)

国民保護体制の整備 (国民保護室、国民保護運用室、防災情報室)

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名： 自治行政局 地域情報政策室

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備

2 事業等の概要等

国の行政機関は、地方公共団体に対して、多数の調査・照会業務を実施しているが、各部局単位でそれぞれのルート、媒体、方法等で実施されていること等、非効率が生じている現状がある。これを解決するため、国から地方公共団体に対する調査・照会業務について、霞が関WAN、LGWANを活用した汎用的に利用可能なシステムを構築し、業務プロセスの標準化・合理化や調査・照会業務の見直しを行うことにより、業務処理時間を年間約 3.3 万時間、他システム等の経費を年間約 3.1 億円削減することを目標とする。

3 政策評価の観点及び分析等

事業実施前後の実績を把握し、最適化計画に示された、業務処理時間の削減額、システム運用経費の削減額を達成した場合に、目標が達成されたと判断することとしていたが、最適化効果を確実にあげるための検討の結果、想定し得るいずれの方式でも最適化効果をあげることができなかった。

このため、地方公共団体に対する調査・照会業務システムを最適化対象業務・システムから除外し(電子政府推進計画(平成 19 年 8 月 24 日一部改訂各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定))、開発を行わないこととしたため、有効性、効率性いずれの観点からも目標は達成できなかった。

今後は、各府省が必要に応じて個別に業務・システムの最適化等を進めて行くこととなる。

4 政策評価の結果

当該事業を実施することによる、経費削減効果、業務処理時間の削減効果を検証した結果、最適化効果をあげることができないことが明らかとなったため、地方公共団体に対する調査・照会業務システムの開発を行わないこととした。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信利用促進課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

字幕番組・解説番組等の制作促進事業

2 事業等の概要等

字幕番組・解説番組等は、視聴覚障害者が放送を通じて情報を取得し社会参加していく上で不可欠な、公共性を有するサービスであり、当該番組の更なる充実に対する視聴覚障害者団体の要望もあって、その充実は我が国の重要な政策課題となっている。しかしながら、当該番組については多額の制作コストが必要であり、インセンティブが働きにくい構造となっているため、当該番組の拡充を図るためには、国の財政支援が必要な状況となっている。

当該番組の拡充は、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を促進するものであり、「重点計画 2007」（平成 19 年 7 月 26 日、IT 戦略本部）、「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月）にも盛り込まれた必要性の高いものである。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・ **有効性**：平成 19 年度の民放キー 5 局平均の字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合は 89% となり、設定した目標について概ね達成できた。
- ・ **効率性**：これまで、字幕番組を制作する状況等に応じて助成率や助成対象範囲の見直しを行っており、限られた予算を有効に活用し、最大限の効果が得られるよう、効率的な執行を行っているものと認められる。
- ・ **優先性**：放送は、国民生活において、報道、教養、教育、生活関連情報等を恒常的に入手できる手段として、欠くことのできない基幹的なメディアであり、これは視聴覚障害者にとっても同様である。視聴覚障害者が放送の効用を享受できるようにするためには、字幕番組・解説番組等の普及が重要であり、本事業は優先して実施すべき事業である。

4 政策評価の結果

本事業により、平成 9 年に設定した目標値を概ね達成したことから、一定の有効性、効率性が認められる。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局 地上放送課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究

2 事業等の概要等

地上デジタル放送の特徴である高度なサービスの利活用を推進し、その普及を更に加速・推進していく観点から、地上デジタル放送の高度なサービスを、国民とより多くの接点を持つ防災や医療等の公共分野に導入した場合の効用を、具体的に目に見える形で実証するとともに、こうしたサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決方策を明確化し、本調査研究の成果を取りまとめ、地方公共団体等への的確な情報提供ならびに今後の政策検討に資することを目的として、平成 17 年度～平成 18 年度にかけて、総務省において以下の調査研究を実施。

- ①多様な既存ネットワークインフラを活用した地上デジタル放送の再送信
- ②サーバー型放送の公共分野における利活用
- ③携帯端末向け放送の公共分野における利活用

3 政策評価の観点及び分析等

- ・**有効性**：地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（平成 19 年 8 月 情報通信審議会第 4 次中間答申）において、有用性が実証され、課題が明確化されていることが確認されており、有効性が認められる。また、報告書の各地方公共団体への配布により、的確な情報提供の観点から有効である。
- ・**効率性**：様々な経済効果を生む地上デジタル放送の普及促進に寄与する本調査研究は、計画年度より早期に終了することができ、費用対効果の観点からも効率性が認められる。

- ・ **公平性** : 本調査研究の成果は広く公表されており、全国において地上デジタル放送が公共分野で活用されることを促進し、行政サービスを向上させることで、国民生活に還元・分配されるものであり、公平性が認められる。
- ・ **優先性** : 地上放送のデジタル化は e-Japan 戦略Ⅱ等において、その必要性が明確に位置付けられており、情報通信分野、ひいては国民生活における喫緊の課題である。そのような地上デジタル放送の普及・促進を目標とする本調査研究は、優先的に実施されるべきものである。

4 政策評価の結果

目標達成の観点から成果が上がっており、有効性等が認められるが、地上デジタル放送の更なる普及のために、サービス実用化への可能性について検討することが重要である。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信作品振興課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証

2 事業等の概要等

ブロードバンドインフラ整備の進展やブロードバンドネットワークの利用拡大に伴い、ネットワークを活用したコンテンツ流通の拡充が期待されている。

一方、コンテンツの流通促進については、政府として「今後 10 年間でコンテンツ市場を約 5 兆円拡大させることを目指す」との目標を立て、国家戦略の柱として位置づけられている。

政府の「知的財産推進計画」においても、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証が盛り込まれており、「IT 新改革戦略」に基づく「重点計画」においても、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、所要の技術的要素等の検討・検証を行うことが求められている。

このような方針が示される中、本事業は、ユビキタスネットワーク時代に対応した安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤（マルチコンテンツ利用技術）の整備を実施することにより、多様なコンテンツの流通・利活用の促進等を実現することを目的として技術の開発・実証を行うものである。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・ **有効性**：安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な技術の開発・実証が行われ、その技術が確立したことにより、多彩なコンテンツの流通・利活用形態の実現が促進につながるとともに、当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入、国際標準化に向けた展開が図られ、我が国発の新 IT 社会及び知的財産立国実現に貢献し、コンテンツ市場の一層の発展に資するものであり、有効性が認められる。

- ・ **効率性**：多様なマルチコンテンツの流通のためには、コンテンツの保護と利便性の両立に向けた汎用的なコンテンツ利用連携技術の開発・実証が必要となるが、これは公共的なインフラの役割を果たす基盤的な技術であり、コンテンツの権利者、コンテンツホルダ、配信事業者、端末・家電機器メーカー等多数の関係者の参画を確保しながら合意形成を行うことが不可欠となる。本事業においては、国がリーダーシップを発揮して検討・合意形成の場を提供し、実証実験の場を提供するとともに、民間企業の既存のノウハウも活用しつつ、連携協力して実施しており、効果的・効率的に執行されていると認められる。

4 政策評価の結果

本事業における実証実験においては、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けた技術について、多様なネットワーク・メディア環境におけるコンテンツ流通の円滑化、ユーザーインターフェースの効率化の観点から検証が行われ、円滑なコンテンツ利用に資する技術が確立され、所期の目標が達成できており、また、その後の次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果を上げており、一定の有効性が認められる。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 移動通信課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

移動通信システムにおける高度な電波の共同利用に向けた要素技術の研究開発

2 事業等の概要等

移動通信システムにおいて、電波の高度な共同利用を実現するために必要となる「コグニティブ無線通信技術の研究開発」、「空間軸上周波数有効利用技術の研究開発」、「超伝導フィルタ技術の研究開発」、「コグニティブ無線端末機の実現に向けた要素技術の研究開発」の 4 つの要素技術の研究開発を実施した。

3 政策評価の観点及び分析等

- ・ **有効性**：移動通信における高度な電波の共同利用を実現する要素技術が確立された。さらに、複数件の国際標準化提案を行っており、当該分野における我が国の国際競争力強化に資することが見込まれることから、本研究開発には有効性が認められる。
- ・ **効率性**：実施年度ごとの実施計画について、外部専門委員による評価を受けるなど、本研究開発は効率的に実施されたと認められる。

4 政策評価の結果

本研究開発は、当初の目標を達成しているとともに、その有効性及び効率性が認められる。今後は、国際標準化活動及び本研究開発において確立した技術の実用化に向けた取組等を実施することにより、本研究成果の展開を図ることが望まれる。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 衛星移動通信課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

衛星通信と他の通信の共用技術の研究開発

2 事業等の概要等

情報通信審議会答申「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割－電波政策ビジョン－」（平成 15 年 7 月 30 日）において示しているように、2013 年頃に約 1.06～1.38GHz 幅の周波数が移動通信システムに必要なると推測される。

このような状況を踏まえ、Cバンドを用いる衛星通信と、同帯域への導入が計画されている第 4 世代移動通信との周波数共用を可能とする技術を開発する。この技術開発のため、従来の受信地球局のアンテナに、干渉除去用アダプティブアンテナ機能を付加し、干渉波を抑圧することで、衛星通信に必要なビット誤り率（ 1×10^{-6} 以下）の確保を目指す。

3 政策評価の観点及び分析等

本件の評価にあたっては、主に次の観点において評価を行う。

- ・ 技術的側面として干渉抑圧効果によるビット誤り率の改善度
- ・ 国際標準化の側面として、学会への論文投稿や国際機関への文書提出状況
- ・ 参考として、外部専門家・外部有識者から構成される「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」での評価結果
- ・ **有効性**：固定した単一干渉波源からの干渉波レベルを衛星ノイズフロア程度まで抑圧することが確認できた。これにより、衛星通信と第 4 世代移動通信との混在環境において、周波数や地理的位置関係への制約を大きく軽減させるために必要な共用条件が得られた。
- ・ **効率性**：受託者の実施体制としては、干渉を受ける側であるアンテナ運用サイドの民間企業及びアンテナ装置の開発サイドである民間企業から構成されており妥当と言える。また、研究開発の遂行にあたっては、外部専門家・外部有識者

から構成される委員会を本研究開発のために設置し、定期的を開催することで、専門家及び有識者からの助言を計画に反映している。さらに、本共用技術は衛星通信・地上通信間の共用技術以外にも応用可能であることから、費用対効果も妥当であると考えられる。

- ・ **公平性**：本研究開発は、衛星通信と第4世代移動通信との周波数共用を図るためのものであり、無線局の免許人その他の無線通信の利用者の受益となることから公平性を有するものと考えられる。

・ 今後の課題及び取組の方向性

本研究開発では、干渉波抑圧装置による一定の抑圧効果が確認された。将来の実用化に向けては、複数干渉波源やマルチパスによる干渉抑圧量の劣化等の課題が残っている。

これらの課題に対しては、補助アンテナ数の増加など技術的な改良によって、さらなる干渉抑圧が可能となる。また、技術的改良の一方で運用においても、移動通信システムのうち基地局から移動局への回線（下り回線）を干渉抑圧対象とすることで、マルチパスによる影響等を受けず、効率的な干渉抑圧が期待される。

国際標準化への貢献としては、本技術に関連する ITU-R 会合において、寄与文書の提出等取組を行っているところであり、第4世代移動通信システムの国際基準策定に合わせて、本共用技術を国際的に幅広く提案していく予定。

4 政策評価の結果

本研究開発は、衛星通信と第4世代移動通信との共用を図るものであり、干渉抑圧技術については大きな成果が得られた。現在、関連する ITU-R 会合への寄与文書の提出といったような国際的な周知を図っており、平成25年頃を目途に実用化のための取組を引き続き行う予定。

平成 20 年度事後事業評価書要旨

政策所管部局課政策所管部局課室名：総合通信基盤局 電波部 電波環境課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

高速・高精度測定技術の研究開発

2 事業等の概要等

複数の無線システムを現状よりも稠密に配置する際に、互いの無線システム間で有害な混信を避ける必要があることから、高い精度を維持しつつ効率的に測定を行う技術について、研究開発を行うことによって、厳密な周波数共用基準を策定かつ運用する環境を整え、電波のより有効な利用を図る。

3 政策評価の観点及び分析等

学識経験者による「電波利用料技術試験事務及び研究開発の評価に関する会合」（平成 20 年 5 月）において、学識経験者による外部評価を受け、政策効果の把握に活用した。

- ・ **有効性**：本研究開発については、電波の有効利用に資する厳密な周波数共用基準を策定かつ運用できるようになり、本研究開発には有効性があったと認められる。
- ・ **効率性**：測定技術ごとに研究内容を区分し、それぞれに専門知識や研究開発遂行能力を有する通信機器メーカー等の研究者のノウハウを活用し、研究開発実施機関それぞれの特質に応じた適切な役割分担のもと、効率的に研究開発を実施した。

4 政策評価の結果

本研究開発は、目標達成に向け成果が上がっており、有効性等が認められる。今後は、製品等の実用化に向けた取組等を実施することにより、成果展開を図ることが望まれる。

また、本研究課題以外の事項については、引き続き研究開発を進めていくことが必要である。